

| | |
|----------------------------------|---|
| 【表紙】 | |
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年4月15日 |
| 【発行者名】 | D I A Mアセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 中島 敬雄 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 大楽 信雄 |
| 【電話番号】 | 03-3287-3110 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | 証券ジャパン日本株オープン （ただし、愛称として「きらめき」という名称を用いる場合があります。） |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 2,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

証券ジャパン日本株オープン

ただし、愛称として「きらめき」という名称を用いる場合があります。
(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（「以下、「委託会社」または「D I A M」（ダイヤモンド）といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

お申込日の基準価額 とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860(営業日の午前9時から午後5時まで)

(5)【申込手数料】

お申込日の基準価額に、2.1%（税抜 2.0%）を上限に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

株式会社証券ジャパンにおいては、「分配金再投資コース」の取扱いを行っていません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

分配金受取りコース：1万口以上1万口単位

分配金再投資コース：1万円以上1円単位

当初元本は1口当たり1円です。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

株式会社証券ジャパンにおいては、「分配金再投資コース」の取扱いを行っていません。

(7)【申込期間】

継続申込期間：平成22年4月16日から平成23年4月15日まで

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

株式会社証券ジャパンの本・支店等で取扱います。

| 本・支店名 | 住所および連絡先 |
|---------------------|--|
| 本社 | 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-18 03 (3668) 2210 |
| 日本橋本店 | 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-8-2 新日本橋ビル |
| 第一営業部 | 03 (3274) 5353 |
| 第二営業部 | 03 (3274) 4776 |
| 投資営業部 | 03 (3274) 7705 |
| 沼津支店 | 〒410-0056 静岡県沼津市高島町3-4 055 (922) 3311 |
| 藤沢支店 | 〒251-0025 神奈川県藤沢市鶴沼石上1-5-2 0466 (25) 3631 |
| 大和分室 | 〒242-0017 神奈川県大和市大和東1-5-6 スリーエス大和ビル401号 室 046 (265) 6665 |
| 溝ノ口支店 | 〒213-0002 神奈川県川崎市高津区二子5-8-1 044 (811) 2141 |
| 柏支店 | 〒277-0842 千葉県柏市末広町4-13 04 (7147) 2001 |
| 神楽坂支店 | 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル 03 (3267) 5211 |
| 元住吉支店 | 〒211-0025 神奈川県川崎市中原区木月1-29-17 044 (433) 8381 |
| 鶴見支店 | 〒230-0062 神奈川県横浜市鶴見区豊岡町7-10 パーライトビル3階 045 (571) 5441 |
| インターネット お客様サービス部 | 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-18 03 (3668) 3446 |

(9)【払込期日】

取得申込者は、お申込み日から起算して5営業日目までに買付代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

受益者は、販売会社の定める方法により、前記（8）申込取扱場所記載の販売会社に買付代金を支払うものとします。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

- ・株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法

お申込みには、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取りコース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

株式会社証券ジャパンにおいては、「分配金再投資コース」の取扱いを行っておりません。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

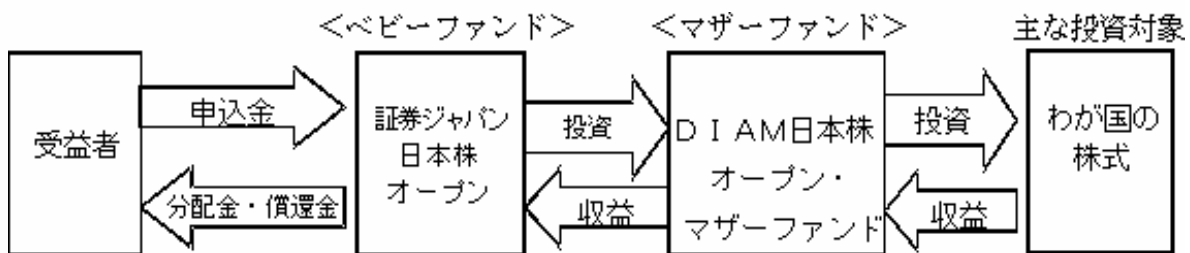
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、中長期で信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。

当ファンドは、契約型の追加型株式投資信託に属します。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド（「D I A M日本株オープン・マザーファンド」）の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。なお、当該マザーファンドは主に国内の株式に投資を行います。

「ファミリーファンド方式の仕組み」



ベビーファンドはマザーファンドのほか、株式等に直接投資を行うこともあります。

マザーファンドの投資対象および投資制限等の詳細は、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2. 投資方針（参考）「D I A M 日本株オープン・マザーファンド」の投資方針」をご覧ください。

当ファンドの信託金の限度額は、2,000億円とします。

商品分類表

| 単位型投信 追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|----------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「国内」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「株式」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|-----------------------------|--------------------|--------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 | グローバル () 日本 | ファミリーファンド |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) | 北米 欧州 アジア | |
| 不動産投信 | 日々 | オセアニア | ファンド・オブ・ファンズ |
| その他資産 (投資信託証券(株式)) | その他 () | 中南米 アフリカ | |
| 資産複合 () | | 中近東 (中東) | |
| 資産配分固定型 資産配分変型 | | エマージング | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

投資対象資産

「その他資産(投資信託証券(株式))」とは目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産(投資信託証券(株式))に分類されます。

決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「日本」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態

「ファミリーファンド」とは目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

前記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。前記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

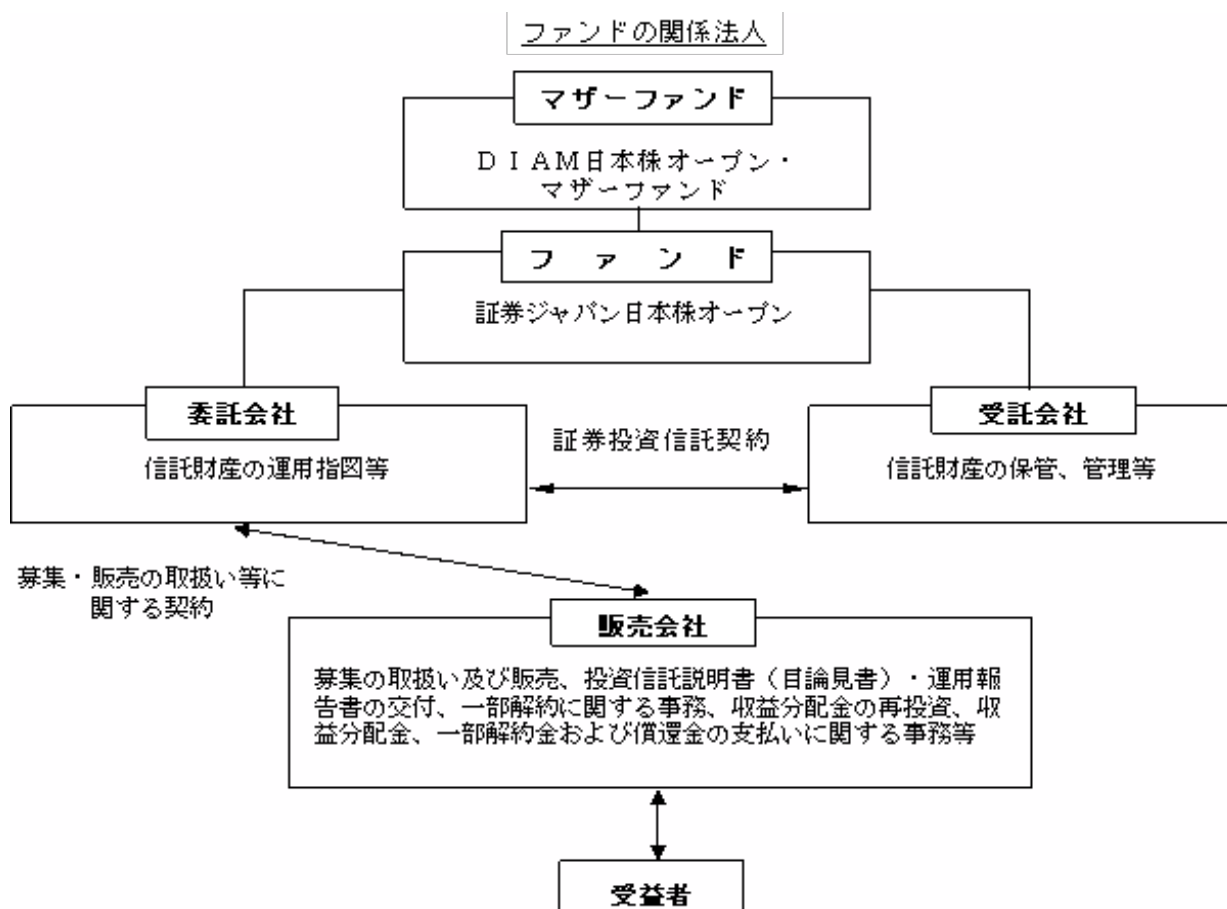
- ・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人は次の通りです。

- ・委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社
当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。
- ・受託会社：みずほ信託銀行株式会社
当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- ・販売会社：株式会社証券ジャパン
当ファンドの募集の取扱いおよび販売を行い、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、一部解約に関する事務、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

委託会社の概況

資本金の額

20億円（平成22年1月29日現在）

委託会社の沿革

| | |
|-------------|---|
| 昭和60年 7月 1日 | 会社設立 |
| 平成10年 3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 平成10年12月 1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可 |
| 平成11年10月 1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。 |
| 平成20年 1月 1日 | 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更 |

大株主の状況

（平成22年1月29日現在）

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|--------------------|--------------------|---------|-------|
| 第一生命保険株式会社（ ） | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 12,000株 | 50.0% |
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 12,000株 | 50.0% |

（ ）平成22年4月1日現在

2【投資方針】

(1)【投資方針】

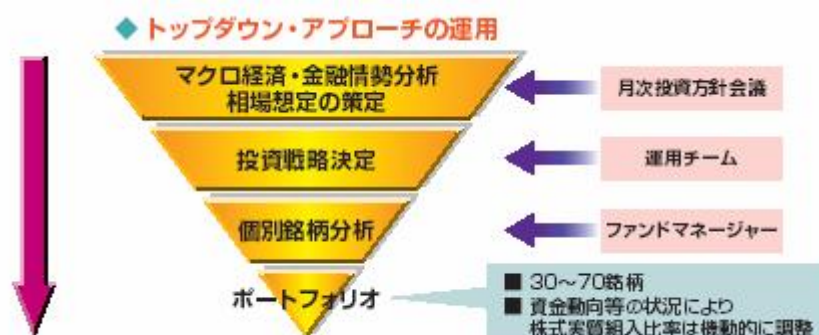
<ファンドの特色>

1. 特定のベンチマークは設けず、中長期で信託財産の成長をはかることを目標として積極運用を行います。
投資対象には、市場、株式規模、業種等による制約を設けず、積極運用を行います。
2. 株式の実質組入比率は、0～100%の範囲で弾力的に調整します。
市場動向の変化等に柔軟に対応するため、株式の実質組入比率を弾力的に調整いたします。
ただし、市場動向の変化および資金動向等により有価証券先物取引等を行う場合があります。
なお、株式の実質組入比率が50%を下回る場合には、短期国債等を組入れることで有価証券の実質組入比率を50%以上に維持します。
3. 少数銘柄に絞った積極的な運用を行います。
トップダウン・アプローチにより、株価の値上がり期待が高いと考えられる銘柄を厳選して組入れます。
組入銘柄数は30～70銘柄程度とし、通常は50銘柄前後とします。（ただし、資金動向または環境の激変時はこの限りではありません。）
少数銘柄に絞り、株式の実質組入比率を弾力的に調整する積極運用を行うため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。

<運用プロセス>

大局観や相場局面判断を重視して投資銘柄を選定します。

景気動向、金融情勢、海外情勢等の調査に基づいた相場環境分析による相場想定により、投資銘柄を選定します。（トップダウン・アプローチ）



<投資態度>

1. 主としてD I A M日本株オープン・マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の中長期的な成長を目的

として運用を行います。なお、特定のベンチマークは設けません。

2. 株式の実質組入比率を調整するため、株価指数先物取引やオプション取引の利用を行うことがあります。
3. 株式の実質組入比率が50%をきる場合には、短期国債等を組入れることで有価証券の実質組入比率を50%以上に維持します。
4. 外貨建資産への投資は行いません。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限り、）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号で定められたものを除く）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金をD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたD I A M日本株オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャルペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に

限ります。)

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第17条第3項）

（参考）「D I A M日本株オープン・マザーファンド」の投資方針

< 基本方針 >

この投資信託は、中長期で信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。

< 主な投資対象 >

わが国の株式を主要投資対象とします。

< 投資態度 >

国内の全上場株式を投資対象とし、特定のベンチマークは設けず、アクティブ運用を行います。景気動向、金融情勢、海外情勢等の調査に基づいた相場環境分析による相場想定（トップダウン・アプローチ）により、株価の値上がり期待が高いと考えられる銘柄を厳選して組入れます。投資対象には、市場、株式規模、業種等による制約を設けず、上場株式、大型株、中・小型株を組入れることができます。

株式全体の組入比率は、0%から100%の範囲で弾力的に調整します。

株式の実質組入比率を調整するため、株価指数先物取引やオプション取引の利用を行うことがあります。

株式の組入比率が50%をきる場合には、短期国債等を組入れることで有価証券の組入比率を50%以上に維持します。

外貨建資産への投資は行いません。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

< 主な投資制限 >

株式への投資には、制限を設けません。

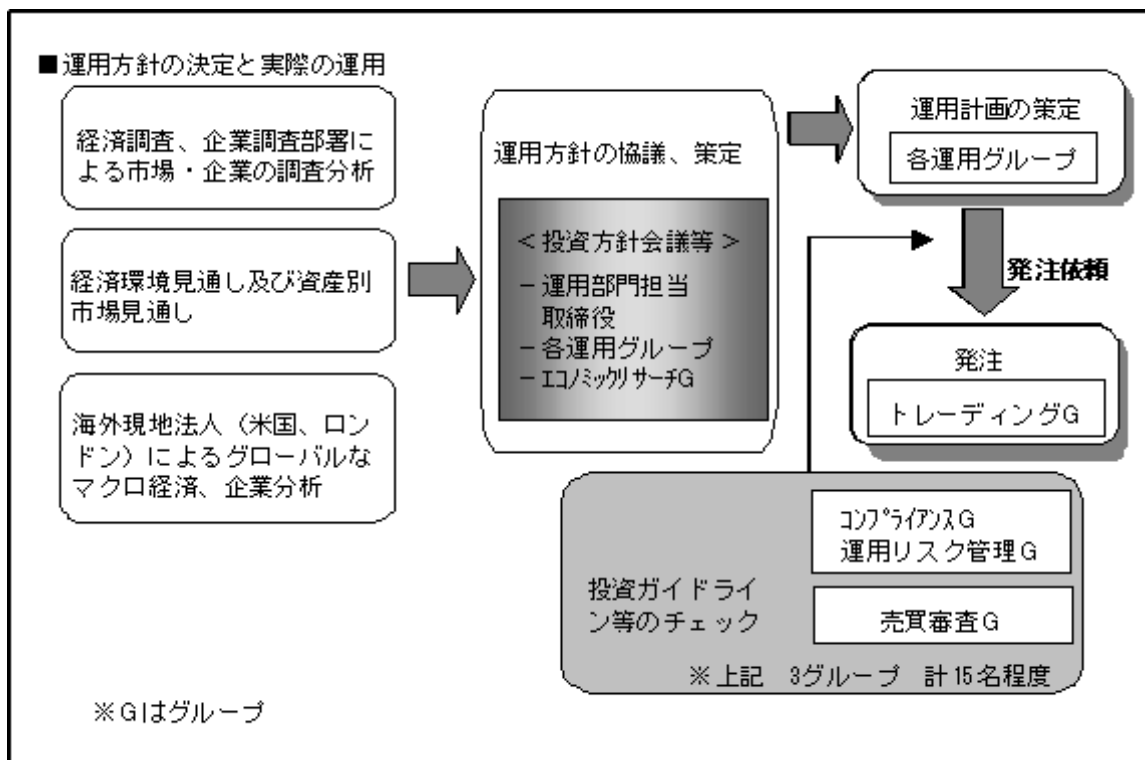
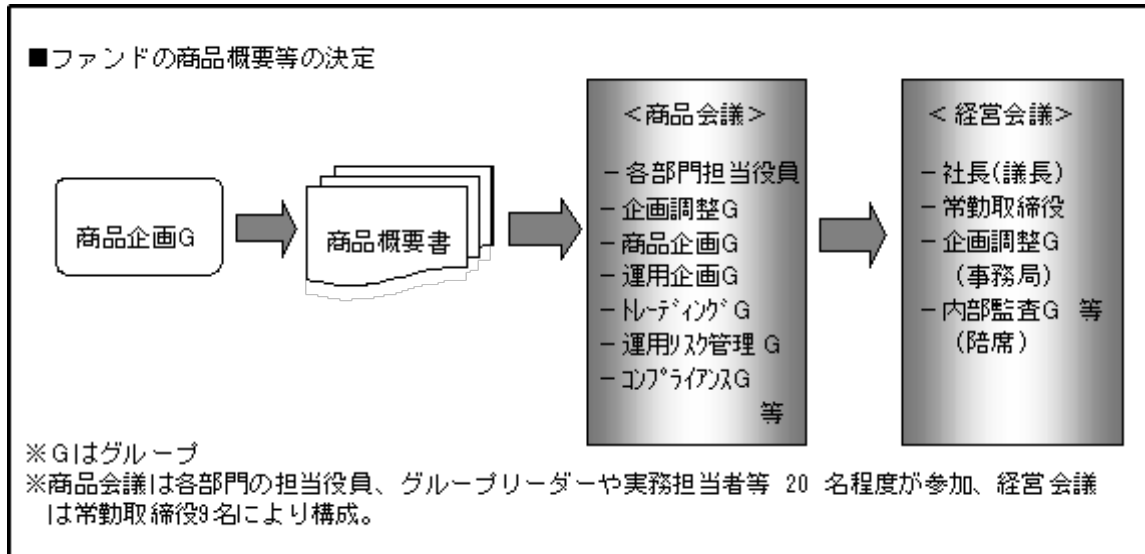
新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3)【運用体制】



<ファンドの商品概要等の決定>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基

本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

< 運用方針の決定と実際の運用 >

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

運用担当者は、「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用担当者の発注依頼に基づき、運用部門から独立したトレーディンググループでその大半が執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループ、運用リスク管理グループにて行われ、有価証券の売買執行等については売買審査グループにてチェックが行われます。

前記体制は平成22年2月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

< 収益分配方針 >

毎決算時（原則として1月15日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 収益分配方式 >

a . 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b . 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

< 収益分配金の支払い >

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日まで

にお支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

株式への実質投資割合(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

マザーファンド受益証券への投資割合(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

D I A M日本株オープン・マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への実質投資割合(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合(約款「運用の基本方針」(2)投資態度)

外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券への実質投資割合(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

D I A M日本株オープン・マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

信用取引の運用指図(約款第22条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、
- 2) 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

先物取引等の運用指図(約款第23条)

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。))ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引

と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとし(以下同じ。)

- 2) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(約款第24条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図(約款第25条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし、
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ(約款第33条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

株価変動リスク

当ファンドは実質的に株式を組入れるため、株式市場の変動により基準価額が上下します。また、中小型株式等に投資をする場合があります。中小型株式等は、一般的に株式市場全体と比較して、値動きが大きくなる場合がありますので、基準価額が大きく下がる場合があります。

個別銘柄選択リスク

当ファンドは、個別銘柄の選択により収益を積み上げることを目標としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。個別銘柄選択リスクとは、投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額の下落の原因となる可能性があるリスクをいいます。

流動性リスク

流動性リスクとは、株式市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。当ファンドは、中小型株に傾斜した資産配分を行う場合がありますが、これらの株式は大型株と比較して流動性が欠けることが多く、また価格変動性が高いのが一般的であるため、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

信用リスク

株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

(2) その他の留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

資金動向、市場動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情があるときは、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

注意事項

イ. 当ファンドは、実質的に株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

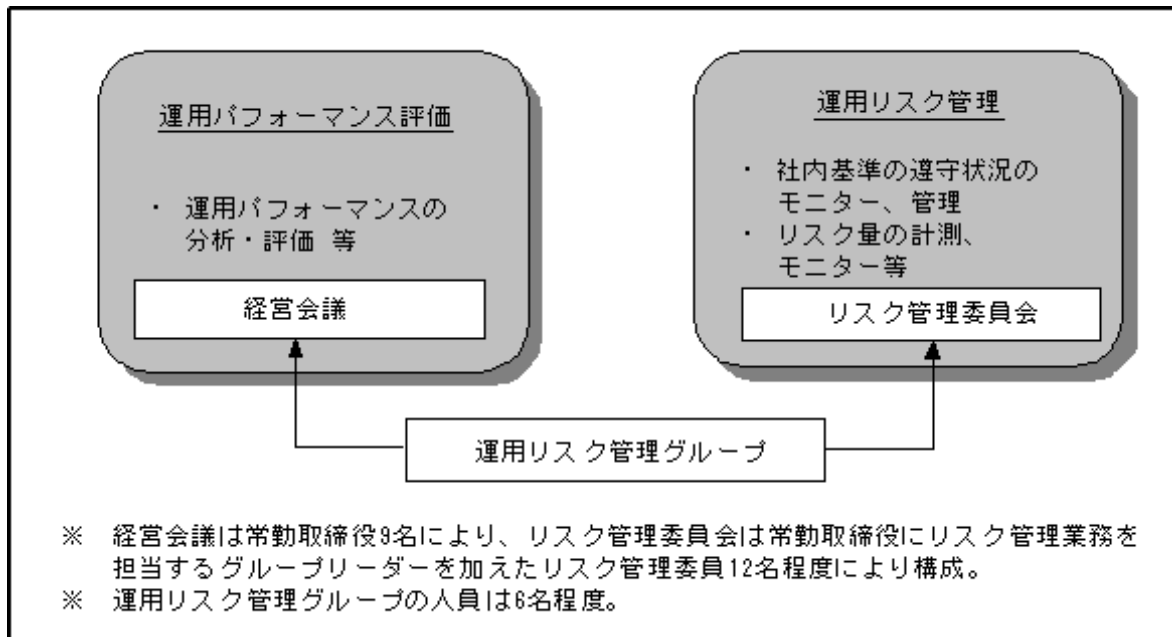
ロ. 証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、金融商品取引業者を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

ハ. 証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

二.証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

(3) リスク管理体制

< 運用評価・運用リスク管理体制 >



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

上記体制は平成22年1月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込日の基準価額に、2.1%（税抜 2.0%）を上限に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

株式会社証券ジャパンにおいては、「分配金再投資コース」の取扱いを行っておりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

| 時期 | 項目 | 費用 | |
|----|------|----|---|
| | | 総額 | 信託財産の純資産総額に対して 年率1.68%（税抜1.6%） |
| 毎日 | 信託報酬 | 配分 | 委託会社 年率0.6825%（税抜0.65%） ～0.7875%（税抜0.75%） |
| | | | 販売会社 年率0.7875%（税抜0.75%） ～0.8925%（税抜0.85%） |
| | | | 受託会社 年率0.105%（税抜0.1%） |

委託会社と販売会社の配分率は、販売会社の取扱い総資産総額に応じて、以下の通りとします。

| 純資産総額 | 委託会社 | 販売会社 |
|-----------|------------------|------------------|
| 50億円以下の部分 | 0.7875%（税抜0.75%） | 0.7875%（税抜0.75%） |

| | | |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 50億円超100億円以下の部分 | 0.7350% (税抜0.70%) | 0.8400% (税抜0.80%) |
| 100億円超の部分 | 0.6825% (税抜0.65%) | 0.8925% (税抜0.85%) |

信託報酬の総額は、毎年7月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

イ．信託財産留保額

信託財産留保額は、解約請求受付日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

ロ．その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ・ 信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎年7月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- ・ 有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ・ マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、間接的に当ファンドで負担することになります。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

収益分配時

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で、原則として源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

一部解約時および償還時

平成23年12月31日までの間は、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で申告分離課税が適用されます。また特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%の税率により源泉徴収が行われ、原則として申告は不要です。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成22年2月5日現在

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---------------------|----|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 3,590,749,857 | 100.05 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 1,726,263 | 0.05 |
| 合 計（純資産総額） | | 3,589,023,594 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

D I A M日本株オープン・マザーファンド

平成22年2月5日現在

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---------------------|----|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 3,259,349,250 | 90.77 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 331,383,149 | 9.23 |
| 合 計（純資産総額） | | 3,590,732,399 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成22年2月5日現在

| 順位 | 銘柄名 | 国名 | 種類 | 口数 | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資比率（%） |
|----|------------------------|----|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|---------------|---------|
| | | | | | 単価（円） | 金額（円） | 単価（円） | 金額（円） | |
| 1 | D I A M日本株オープン・マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 3,589,314,132 | 10,619.00 | 3,811,492,871 | 10,004.00 | 3,590,749,857 | 100.05 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

(注3) 投資有価証券は1銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成22年2月5日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.05 |
| 合計 | 100.05 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

D I A M日本株オープン・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成22年2月5日現在

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国名 | 業種 | 株数又は 券面総額 | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資 比率 (%) |
|----|---------------|----|----|--------|--------------|------------|-------------|------------|-------------|-----------------|
| | | | | | | 単価 (円) | 金額 (円) | 単価 (円) | 金額 (円) | |
| 1 | ディー・エヌ・エー | 株式 | 日本 | サービス業 | 486 | 544,859.21 | 264,801,578 | 645,000.00 | 313,470,000 | 8.73 |
| 2 | 日本電産 | 株式 | 日本 | 電気機器 | 19,400 | 9,170.00 | 177,898,000 | 8,710.00 | 168,974,000 | 4.71 |
| 3 | バイ・テクノロジー | 株式 | 日本 | 精密機器 | 280 | 619,000.00 | 173,320,000 | 590,000.00 | 165,200,000 | 4.60 |
| 4 | トヨタ自動車 | 株式 | 日本 | 輸送用機器 | 38,900 | 4,010.38 | 156,003,879 | 3,315.00 | 128,953,500 | 3.59 |
| 5 | サイバーエージェント | 株式 | 日本 | サービス業 | 662 | 162,382.62 | 107,497,297 | 158,900.00 | 105,191,800 | 2.93 |
| 6 | みずほフィナンシャルG | 株式 | 日本 | 銀行業 | 587,700 | 193.00 | 113,426,100 | 172.00 | 101,084,400 | 2.82 |
| 7 | ソフトバンク | 株式 | 日本 | 情報・通信業 | 39,100 | 2,374.66 | 92,849,321 | 2,304.00 | 90,086,400 | 2.51 |
| 8 | 武田薬品 | 株式 | 日本 | 医薬品 | 22,100 | 4,043.24 | 89,355,512 | 4,000.00 | 88,400,000 | 2.46 |
| 9 | 東日本旅客鉄道 | 株式 | 日本 | 陸運業 | 14,400 | 6,267.22 | 90,247,916 | 6,030.00 | 86,832,000 | 2.42 |
| 10 | クックパッド | 株式 | 日本 | サービス業 | 11,400 | 7,385.49 | 84,194,612 | 6,620.00 | 75,468,000 | 2.10 |
| 11 | 三井住友フィナンシャルG | 株式 | 日本 | 銀行業 | 26,700 | 2,865.73 | 76,515,000 | 2,808.00 | 74,973,600 | 2.09 |
| 12 | 電源開発 | 株式 | 日本 | 電気・ガス業 | 26,400 | 2,731.60 | 72,114,217 | 2,745.00 | 72,468,000 | 2.02 |
| 13 | 本田技研 | 株式 | 日本 | 輸送用機器 | 21,200 | 3,400.00 | 72,080,000 | 3,100.00 | 65,720,000 | 1.83 |
| 14 | サイゼリヤ | 株式 | 日本 | 小売業 | 37,200 | 1,742.00 | 64,802,400 | 1,699.00 | 63,202,800 | 1.76 |
| 15 | 東京海上HD | 株式 | 日本 | 保険業 | 25,400 | 2,695.00 | 68,453,000 | 2,421.00 | 61,493,400 | 1.71 |
| 16 | 三菱UFJフィナンシャルG | 株式 | 日本 | 銀行業 | 130,500 | 475.50 | 62,052,609 | 457.00 | 59,638,500 | 1.66 |
| 17 | 住友信託 | 株式 | 日本 | 銀行業 | 117,000 | 533.00 | 62,361,000 | 498.00 | 58,266,000 | 1.62 |
| 18 | 三井物産 | 株式 | 日本 | 卸売業 | 43,800 | 1,500.00 | 65,700,000 | 1,291.00 | 56,545,800 | 1.57 |
| 19 | シスメックス | 株式 | 日本 | 電気機器 | 10,100 | 5,260.00 | 53,126,000 | 5,500.00 | 55,550,000 | 1.55 |
| 20 | 東京瓦斯 | 株式 | 日本 | 電気・ガス業 | 146,000 | 374.00 | 54,604,000 | 375.00 | 54,750,000 | 1.52 |
| 21 | エービーシー・マート | 株式 | 日本 | 小売業 | 18,100 | 2,793.64 | 50,564,813 | 2,936.00 | 53,141,600 | 1.48 |
| 22 | ソニー | 株式 | 日本 | 電気機器 | 16,100 | 3,070.00 | 49,427,000 | 3,085.00 | 49,668,500 | 1.38 |
| 23 | 楽天 | 株式 | 日本 | サービス業 | 694 | 72,142.94 | 50,067,198 | 70,300.00 | 48,788,200 | 1.36 |
| 24 | 三菱商事 | 株式 | 日本 | 卸売業 | 22,200 | 2,524.00 | 56,032,800 | 2,118.00 | 47,019,600 | 1.31 |
| 25 | 大阪瓦斯 | 株式 | 日本 | 電気・ガス業 | 131,000 | 327.00 | 42,837,078 | 318.00 | 41,658,000 | 1.16 |
| 26 | 群馬銀行 | 株式 | 日本 | 銀行業 | 78,000 | 512.00 | 39,936,000 | 464.00 | 36,192,000 | 1.01 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------|----|----|-------|--------|------------|------------|------------|------------|------|
| 27 | 日本ハム | 株式 | 日本 | 食料品 | 32,000 | 1,144.80 | 36,633,607 | 1,096.00 | 35,072,000 | 0.98 |
| 28 | ドウシシャ | 株式 | 日本 | 卸売業 | 16,500 | 2,169.79 | 35,801,617 | 2,121.00 | 34,996,500 | 0.97 |
| 29 | 任天堂 | 株式 | 日本 | その他製品 | 1,300 | 25,610.00 | 33,293,000 | 24,300.00 | 31,590,000 | 0.88 |
| 30 | メッセージ | 株式 | 日本 | サービス業 | 153 | 200,019.73 | 30,603,018 | 200,000.00 | 30,600,000 | 0.85 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成22年2月5日現在

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|------------|--------|---------|
| 株式 | サービス業 | 16.48 |
| | 電気機器 | 11.32 |
| | 銀行業 | 9.19 |
| | 輸送用機器 | 6.43 |
| | 情報・通信業 | 6.28 |
| | 精密機器 | 5.35 |
| | 医薬品 | 4.74 |
| | 電気・ガス業 | 4.70 |
| | 卸売業 | 4.63 |
| | 小売業 | 3.70 |
| | 陸運業 | 2.94 |
| | 食料品 | 2.19 |
| | 不動産業 | 2.17 |
| | 化学 | 2.02 |
| | 保険業 | 1.71 |
| | その他製品 | 1.31 |
| | 建設業 | 1.28 |
| | 非鉄金属 | 1.15 |
| | 金属製品 | 0.51 |
| | その他金融業 | 0.51 |
| 鉄鋼 | 0.51 | |
| ゴム製品 | 0.50 | |
| パルプ・紙 | 0.46 | |
| 証券、商品先物取引業 | 0.34 | |
| 水産・農林業 | 0.34 | |
| 合計 | | 90.77 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成22年2月5日）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|--------------------|------------|--------|--------------|--------|
| | 分配落 | 分配付 | 分配落 | 分配付 |
| 第1期末（平成17年1月17日現在） | 6,026 | 6,728 | 1.0302 | 1.1502 |
| 第2期末（平成18年1月16日現在） | 9,828 | 14,512 | 1.0491 | 1.5491 |
| 第3期末（平成19年1月15日現在） | 16,010 | 16,010 | 0.9954 | 0.9954 |
| 第4期末（平成20年1月15日現在） | 10,852 | 10,852 | 0.7884 | 0.7884 |
| 第5期末（平成21年1月15日現在） | 4,637 | 4,637 | 0.4638 | 0.4638 |
| 第6期末（平成22年1月15日現在） | 3,951 | 3,951 | 0.5878 | 0.5878 |
| 平成21年2月末 | 4,181 | | 0.4346 | |
| 3月末 | 4,245 | | 0.4511 | |
| 4月末 | 4,461 | | 0.4930 | |
| 5月末 | 4,683 | | 0.5342 | |
| 6月末 | 4,770 | | 0.5625 | |
| 7月末 | 4,783 | | 0.5797 | |
| 8月末 | 4,706 | | 0.5893 | |
| 9月末 | 4,213 | | 0.5764 | |
| 10月末 | 4,112 | | 0.5712 | |
| 11月末 | 3,709 | | 0.5347 | |
| 12月末 | 3,861 | | 0.5678 | |
| 平成22年1月末 | 3,614 | | 0.5527 | |
| 2月5日 | 3,589 | | 0.5534 | |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配額（円） |
|-----|--------------|
| 第1期 | 0.1200 |
| 第2期 | 0.5000 |
| 第3期 | - |
| 第4期 | - |
| 第5期 | - |
| 第6期 | - |

【収益率の推移】

| | 収益率（％） |
|-----|--------|
| 第1期 | 15.02 |
| 第2期 | 50.37 |
| 第3期 | 5.12 |
| 第4期 | 20.80 |
| 第5期 | 41.17 |
| 第6期 | 26.74 |

(注)収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

6【手続等の概要】

申込（販売）手続等

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
- ・当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取りコース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

株式会社証券ジャパンにおいては、「分配金再投資コース」の取扱いを行っておりません。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・お申込価額

お申込日の基準価額 とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ・お申込手数料

お申込日の基準価額に、2.1%（税抜 2.0%）を上限に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

株式会社証券ジャパンにおいては、「分配金再投資コース」の取扱いを行っておりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・お申込単位

分配金受取りコース：1万口以上1万口単位
分配金再投資コース：1万円以上1円単位

当初元本は1口当たり1円です。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

株式会社証券ジャパンにおいては、「分配金再投資コース」の取扱いを行っておりません。
- ・払込期日

取得申込者は、お申込み日から起算して5営業日目までに買付代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

換金（解約）手続等

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位をもって解約の請求をすることができます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時までには解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求の制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- ・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に信託財産留保額として0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

- ・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

7【管理及び運営の概要】

資産の評価

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されております。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ：URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860(営業日の午前9時から午後5時まで)

信託期間

信託期間は、原則として平成16年2月10日から平成26年1月15日までです。

ただし、下記 その他 イ．償還規定により、信託を終了する場合があります。

計算期間

計算期間は、原則として毎年1月16日から翌年1月15日までとします。

各計算期間の終了日が休業日の場合には翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

その他

イ．償還規定

委託会社は、次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了する場合があります。

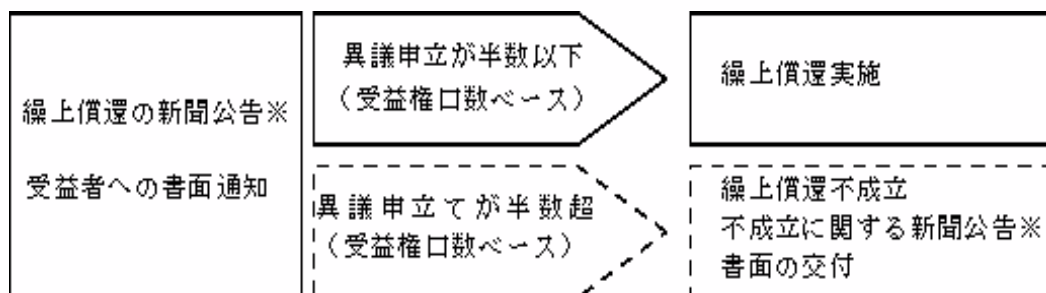
受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、

受益者のために有利であると認めるとき、

やむを得ない事情が発生したとき、

この場合において、委託会社は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は上記によって信託を終了させる場合は、以下の手順により行います。



受益者の異議申立て

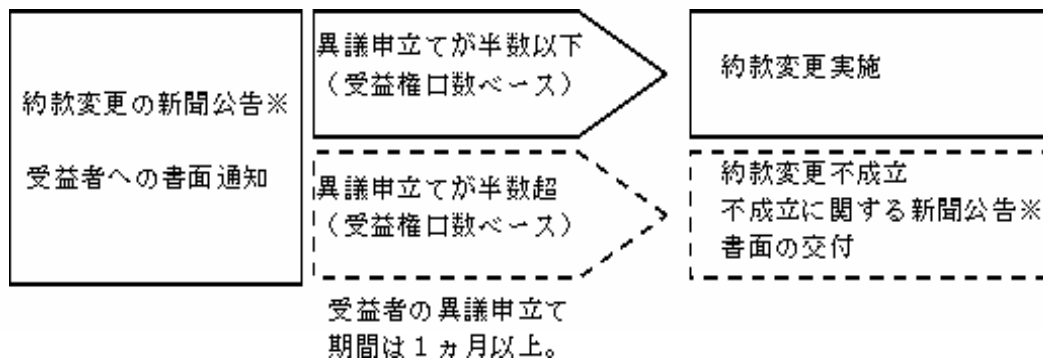
全受益者に書面を通知した場合は、新聞公告を行わない場合があります。

ロ．信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

なお、信託約款の変更を行った場合、運用報告書にてお知らせします。

委託会社は前述の変更事項のうち、その内容が重大なものに該当する場合は、以下の手順により行います。



全受益者に書面を通知した場合は、新聞公告を行わない場合があります。

八．運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として毎年1月15日。休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

二．保管

該当事項はありません。

第2【財務ハイライト情報】

（1）当財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」（以下「財務諸表」という。）より抜粋しております。

（2）当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成20年1月16日から平成21年1月15日まで）及び第6期計算期間（平成21年1月16日から平成22年1月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

その監査報告書は、当該財務諸表に添付しております。

【証券ジャパン日本株オープン】
1【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第5期 平成21年1月15日現在 | 第6期 平成22年1月15日現在 |
|-----------------|------------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 61,601,705 | 37,546,134 |
| 親投資信託受益証券 | 4,604,453,148 | 3,919,739,829 |
| 未収入金 | 60,000,000 | 59,000,000 |
| 流動資産合計 | 4,726,054,853 | 4,016,285,963 |
| 資産合計 | 4,726,054,853 | 4,016,285,963 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 31,815,888 | 28,753,338 |
| 未払受託者報酬 | 3,525,323 | 2,226,288 |
| 未払委託者報酬 | 52,880,894 | 33,394,868 |
| その他未払費用 | 176,186 | 111,237 |
| 流動負債合計 | 88,398,291 | 64,485,731 |
| 負債合計 | 88,398,291 | 64,485,731 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 9,998,316,868 | 6,723,283,502 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | * ₃ 5,360,660,306 | * ₃ 2,771,483,270 |
| （分配準備積立金） | 324,023 | 237,184 |
| 元本等合計 | 4,637,656,562 | 3,951,800,232 |
| 純資産合計 | 4,637,656,562 | 3,951,800,232 |
| 負債純資産合計 | 4,726,054,853 | 4,016,285,963 |

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第5期 | 第6期 |
|---|----------------------------|----------------------------|
| | 自平成20年1月16日 至平成21年1月15日 | 自平成21年1月16日 至平成22年1月15日 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 301,411 | 27,259 |
| 有価証券売買等損益 | 3,487,959,989 | 1,123,186,681 |
| 営業収益合計 | 3,487,658,578 | 1,123,213,940 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 8,808,509 | 4,569,690 |
| 委託者報酬 | 132,130,088 | 68,546,326 |
| その他費用 | 440,256 | 228,310 |
| 営業費用合計 | 141,378,853 | 73,344,326 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 3,629,037,431 | 1,049,869,614 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 3,629,037,431 | 1,049,869,614 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 3,629,037,431 | 1,049,869,614 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 471,774,393 | 224,526,530 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 2,913,029,551 | 5,360,660,306 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 947,021,579 | 1,872,208,269 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 947,021,579 | 1,872,208,269 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 237,389,296 | 108,374,317 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 237,389,296 | 108,374,317 |
| 分配金 | *1 - | *1 - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 5,360,660,306 | 2,771,483,270 |

3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 第 5 期 自平成20年1月16日 至平成21年1月15日 | 第 6 期 自平成21年1月16日 至平成22年1月15日 |
|-----------------|---|-------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 第 5 期 平成21年1月15日現在 | 第 6 期 平成22年1月15日現在 |
|---------------------|---|---|
| *1 期首元本額 | 13,765,780,000円 | 9,998,316,868円 |
| 期中追加設定元本額 | 668,246,868円 | 220,246,634円 |
| 期中解約元本額 | 4,435,710,000円 | 3,495,280,000円 |
| *2 計算期間末日における受益権の総数 | 9,998,316,868口 | 6,723,283,502口 |
| *3 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,360,660,306円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,771,483,270円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区分 | 第 5 期 自平成20年1月16日 至平成21年1月15日 | 第 6 期 自平成21年1月16日 至平成22年1月15日 |
|-------------|--|---|
| *1 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(87,891円)及び分配準備積立金(324,023円)より分配対象収益は411,914円(1万口当たり0.41円)であります。分配を行っておりません。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(24,578円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,427円)及び分配準備積立金(212,606円)より分配対象収益は301,611円(1万口当たり0.45円)であります。分配を行っておりません。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 第 5 期 自平成20年1月16日 至平成21年1月15日 | | 第 6 期 自平成21年1月16日 至平成22年1月15日 | |
|-----------|-------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|---------------------------|
| | 貸借対照表 計上額(円) | 当期の損益に 含まれた 評価差額(円) | 貸借対照表 計上額(円) | 当期の損益に 含まれた 評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 4,604,453,148 | 3,094,577,154 | 3,919,739,829 | 870,874,429 |
| 合計 | 4,604,453,148 | 3,094,577,154 | 3,919,739,829 | 870,874,429 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| | 第 5 期 平成21年1月15日現在 | 第 6 期 平成22年1月15日現在 |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 1口当たり純資産額 | 0.4638円 | 0.5878円 |
| （1万口当たり純資産額） | （4,638円） | （5,878円） |

第 3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者集会

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしてします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
 - 資産総額
 - 負債総額
 - 純資産総額（ - ）
 - 発行済数量
 - 1単位当たり純資産額（ / ）

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成16年2月10日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成20年9月 1日 ファンド名称を「丸和日本株オープン」から「証券ジャパン日本株オープン」に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取りコース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

株式会社証券ジャパンにおいては、「分配金再投資コース」の取扱いを行っておりません。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額は、お申込日の基準価額 とします。なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・お申込手数料は、お申込日の基準価額に、2.1%（税抜 2.0%）を上限に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

株式会社証券ジャパンにおいては、「分配金再投資コース」の取扱いを行っておりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ・お申込単位

分配金受取りコース：1万口以上1万口単位

分配金再投資コース：1万円以上1円単位

当初元本は1口当たり1円です。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

株式会社証券ジャパンにおいては、「分配金再投資コース」の取扱いを行っておりません。

- ・取得申込者は、お申込み日から起算して5営業日目までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位をもって解約の請求をすることが出来ます。受益者が解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- ・解約価額は、解約請求受付日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額

信託財産留保額は、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

- ・解約価額の照会方法等

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（営業日の午前9時から午後5時まで）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）

を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（営業日の午前9時から午後5時まで）

（2）【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

信託期間は、平成16年2月10日から平成26年1月15日までですが、下記(5)その他 イ.償還規定の場合には信託を終了する場合があります。

（4）【計算期間】

- 計算期間は原則として毎年1月16日から翌年1月15日までとします。
- 前 a . の規定にかかわらず、前 a . の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ.償還規定

- 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 委託会社は、前記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 委託会社は前記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 前記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- 委託会社は、前記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 前記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の

業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ.信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「ロ.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 前記 d. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続は、新聞公告または書面にて付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は前記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、前記d. の規定により、信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a. からe. の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 前記 c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続は、新聞公告または書面にて付記します。
- h. 上記 b に該当しない場合の約款変更のお知らせは、当ファンドの決算時に作成しております「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則3ヶ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ. 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として毎年1月15日。休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。（URL <http://www.diam.co.jp/>）

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了後の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みの際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、第5期計算期間（平成20年1月16日から平成21年1月15日まで）については改正前の、第6期計算期間（平成21年1月16日から平成22年1月15日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成20年1月16日から平成21年1月15日まで）及び第6期計算期間（平成21年1月16日から平成22年1月15日まで）の財務諸表について、あらたな監査法人による監査を受けております。
- (3) 平成20年9月1日に当ファンドの名称を「丸和日本株オープン」から「証券ジャパン日本株オープン」へと変更しております。

1【財務諸表】

【証券ジャパン日本株オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期 平成21年1月15日現在 | 第6期 平成22年1月15日現在 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 61,601,705 | 37,546,134 |
| 親投資信託受益証券 | 4,604,453,148 | 3,919,739,829 |
| 未収入金 | 60,000,000 | 59,000,000 |
| 流動資産合計 | 4,726,054,853 | 4,016,285,963 |
| 資産合計 | 4,726,054,853 | 4,016,285,963 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 31,815,888 | 28,753,338 |
| 未払受託者報酬 | 3,525,323 | 2,226,288 |
| 未払委託者報酬 | 52,880,894 | 33,394,868 |
| その他未払費用 | 176,186 | 111,237 |
| 流動負債合計 | 88,398,291 | 64,485,731 |
| 負債合計 | 88,398,291 | 64,485,731 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 9,998,316,868 | 6,723,283,502 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | *3 5,360,660,306 | *3 2,771,483,270 |
| （分配準備積立金） | 324,023 | 237,184 |
| 元本等合計 | 4,637,656,562 | 3,951,800,232 |
| 純資産合計 | 4,637,656,562 | 3,951,800,232 |
| 負債純資産合計 | 4,726,054,853 | 4,016,285,963 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第 5 期 | 第 6 期 |
|---|----------------------------------|----------------------------------|
| | 自 平成20年 1 月16日 至 平成21年 1 月15日 | 自 平成21年 1 月16日 至 平成22年 1 月15日 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 301,411 | 27,259 |
| 有価証券売買等損益 | 3,487,959,989 | 1,123,186,681 |
| 営業収益合計 | 3,487,658,578 | 1,123,213,940 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 8,808,509 | 4,569,690 |
| 委託者報酬 | 132,130,088 | 68,546,326 |
| その他費用 | 440,256 | 228,310 |
| 営業費用合計 | 141,378,853 | 73,344,326 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 3,629,037,431 | 1,049,869,614 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 3,629,037,431 | 1,049,869,614 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 3,629,037,431 | 1,049,869,614 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 471,774,393 | 224,526,530 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 2,913,029,551 | 5,360,660,306 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 947,021,579 | 1,872,208,269 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 947,021,579 | 1,872,208,269 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 237,389,296 | 108,374,317 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 237,389,296 | 108,374,317 |
| 分配金 | *1 - | *1 - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 5,360,660,306 | 2,771,483,270 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 第 5 期 自平成20年1月16日 至平成21年1月15日 | 第 6 期 自平成21年1月16日 至平成22年1月15日 |
|-----------------|---|-------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 第 5 期 平成21年1月15日現在 | 第 6 期 平成22年1月15日現在 |
|---------------------|---|---|
| *1 期首元本額 | 13,765,780,000円 | 9,998,316,868円 |
| 期中追加設定元本額 | 668,246,868円 | 220,246,634円 |
| 期中解約元本額 | 4,435,710,000円 | 3,495,280,000円 |
| *2 計算期間末日における受益権の総数 | 9,998,316,868口 | 6,723,283,502口 |
| *3 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,360,660,306円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,771,483,270円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区分 | 第 5 期 自平成20年1月16日 至平成21年1月15日 | 第 6 期 自平成21年1月16日 至平成22年1月15日 |
|-------------|--|---|
| *1 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(87,891円)及び分配準備積立金(324,023円)より分配対象収益は411,914円(1万口当たり0.41円)であります。分配を行っておりません。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(24,578円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,427円)及び分配準備積立金(212,606円)より分配対象収益は301,611円(1万口当たり0.45円)であります。分配を行っておりません。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 第 5 期 自平成20年1月16日 至平成21年1月15日 | | 第 6 期 自平成21年1月16日 至平成22年1月15日 | |
|-----------|-------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|---------------------------|
| | 貸借対照表 計上額(円) | 当期の損益に 含まれた 評価差額(円) | 貸借対照表 計上額(円) | 当期の損益に 含まれた 評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 4,604,453,148 | 3,094,577,154 | 3,919,739,829 | 870,874,429 |
| 合計 | 4,604,453,148 | 3,094,577,154 | 3,919,739,829 | 870,874,429 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| | 第 5 期 平成21年1月15日現在 | 第 6 期 平成22年1月15日現在 |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.4638円 (4,638円) | 0.5878円 (5,878円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額（円） | 備考 |
|-----------|------------------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | D I A M日本株オープン・マザーファンド | 3,691,251,370 | 3,919,739,829 | |
| 合 計 | | 3,691,251,370 | 3,919,739,829 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「D I A M日本株オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「D I A M日本株オープン・マザーファンド」の状況

貸借対照表

| 科目 | 注記 番号 | 平成21年1月15日現在 | 平成22年1月15日現在 |
|-------------|----------|---------------|---------------|
| | | 金額 (円) | 金額 (円) |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| コール・ローン | | 431,633,756 | 228,838,243 |
| 株式 | | 4,281,749,750 | 3,730,303,200 |
| 派生商品評価勘定 | | - | 124,870 |
| 未収入金 | | 48,945,593 | 129,434,869 |
| 未収配当金 | | 2,778,650 | 2,212,500 |
| 前払金 | | 8,135,783 | - |
| 差入委託証拠金 | | 18,564,217 | - |
| 流動資産合計 | | 4,791,807,749 | 4,090,913,682 |
| 資産合計 | | 4,791,807,749 | 4,090,913,682 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 派生商品評価勘定 | | 11,035,783 | - |
| 未払金 | | 116,443,328 | 112,151,733 |
| 未払解約金 | | 60,000,000 | 59,000,000 |
| 流動負債合計 | | 187,479,111 | 171,151,733 |
| 負債合計 | | 187,479,111 | 171,151,733 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | 5,583,862,659 | 3,691,251,370 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金() | *3 | 979,534,021 | 228,510,579 |
| 元本等合計 | | 4,604,328,638 | 3,919,761,949 |
| 純資産合計 | | 4,604,328,638 | 3,919,761,949 |
| 負債純資産合計 | | 4,791,807,749 | 4,090,913,682 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 自平成20年1月16日 至平成21年1月15日 | 自平成21年1月16日 至平成22年1月15日 |
|-----------------------|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 | 先物取引 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 平成21年1月15日現在 | 平成22年1月15日現在 |
|--|---|---|
| *1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額 同期中追加設定元本額 同期中解約元本額 同期末における元本の内訳 証券ジャパン日本株オープン (合計) | 7,783,478,077円 94,746,097円 2,294,361,515円 5,583,862,659円 5,583,862,659円 | 5,583,862,659円 49,273,421円 1,941,884,710円 3,691,251,370円 3,691,251,370円 |
| *2 本有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 | 5,583,862,659口 | 3,691,251,370口 |
| *3 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は979,534,021円であります。 | |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | 自平成20年1月16日 至平成21年1月15日 | | 自平成21年1月16日 至平成22年1月15日 | |
|-----|----------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------|
| | 貸借対照表 計上額(円) | 当期の損益に 含まれた 評価差額(円) | 貸借対照表 計上額(円) | 当期の損益に 含まれた 評価差額(円) |
| 株式 | 4,281,749,750 | 1,975,792,428 | 3,730,303,200 | 557,706,651 |
| 合計 | 4,281,749,750 | 1,975,792,428 | 3,730,303,200 | 557,706,651 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

| 区分 | 自平成20年1月16日 至平成21年1月15日 | 自平成21年1月16日 至平成22年1月15日 |
|--------------------------|--|----------------------------|
| 1. 取引の内容 | 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。 | 同左 |
| 2. 取引に対する取組みと利用目的 | 当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款、社団法人投資信託協会の定めた諸規則及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行われております。 | 同左 |
| 3. 取引に係るリスクの内容 | 株価の変動によるリスクを有しております。 | 同左 |
| 4. 取引に係るリスクの管理体制 | デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用管理部門がコンプライアンス担当者の承認を得て行っております。また、運用部門から独立した部署が投資信託約款および関連法令等に基づき管理しており、定期的に経営層に報告しております。 | 同左 |
| 5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 | 取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

| 平成21年1月15日現在 | | | | | |
|--------------|---------------------------|-------------|-------|-------------|------------|
| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | | 時価（円） | 評価損益（円） |
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 TOPIX先物 | 170,400,000 | - | 159,400,000 | 11,035,783 |
| | 合計 | 170,400,000 | - | 159,400,000 | 11,035,783 |

| 平成22年1月15日現在 | | | | | |
|--------------|---------------------------|------------|-------|------------|---------|
| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | | 時価（円） | 評価損益（円） |
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 TOPIX先物 | 48,240,000 | - | 48,375,000 | 124,870 |
| | 合計 | 48,240,000 | - | 48,375,000 | 124,870 |

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 平成21年1月15日現在 | 平成22年1月15日現在 |
|--------------|--------------|--------------|
| 1口当たり純資産額 | 0.8246円 | 1.0619円 |
| (1万口当たり純資産額) | (8,246円) | (10,619円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

| 銘柄 | 株数 | 評価額（円） | | 備考 |
|---------------|---------|---------|-------------|----|
| | | 単価 | 金額 | |
| 国際石油開発帝石 | 5 | 715,000 | 3,575,000 | |
| 西松建設 | 77,000 | 115 | 8,855,000 | |
| 大東建託 | 2,900 | 4,490 | 13,021,000 | |
| 日 揮 | 5,000 | 1,779 | 8,895,000 | |
| ミクシィ | 84 | 660,000 | 55,440,000 | |
| クックパッド | 10,700 | 7,380 | 78,966,000 | |
| 森永乳業 | 36,000 | 378 | 13,608,000 | |
| ヤクルト | 2,100 | 2,627 | 5,516,700 | |
| 伊藤ハム | 60,000 | 335 | 20,100,000 | |
| ディー・エヌ・エー | 242 | 554,000 | 134,068,000 | |
| アサヒビール | 11,200 | 1,786 | 20,003,200 | |
| キリンHD | 28,000 | 1,474 | 41,272,000 | |
| ココカラファイン HD | 8,000 | 1,703 | 13,624,000 | |
| グリー | 25,800 | 5,700 | 147,060,000 | |
| ドワンゴ | 227 | 169,500 | 38,476,500 | |
| 住友化学 | 48,000 | 429 | 20,592,000 | |
| ステラ ケミファ | 4,200 | 4,590 | 19,278,000 | |
| J S R | 17,600 | 1,890 | 33,264,000 | |
| シンプレクス・テクノロジー | 138 | 43,050 | 5,940,900 | |
| 生化学工業 | 5,400 | 925 | 4,995,000 | |
| ソーせいグループ | 206 | 90,500 | 18,643,000 | |
| 第一三共 | 11,600 | 1,983 | 23,002,800 | |
| キャンバス | 12,600 | 1,381 | 17,400,600 | |
| サイバーエージェント | 369 | 160,000 | 59,040,000 | |
| 楽天 | 853 | 72,000 | 61,416,000 | |
| 富士フイルムHLDGS | 6,400 | 3,025 | 19,360,000 | |
| コニカミノルタHLDGS | 13,500 | 1,000 | 13,500,000 | |
| 資 生 堂 | 7,000 | 2,040 | 14,280,000 | |
| 旭 硝 子 | 65,000 | 942 | 61,230,000 | |
| 太平洋セメント | 116,000 | 118 | 13,688,000 | |
| 新日本製鐵 | 157,000 | 376 | 59,032,000 | |
| 住友金属工業 | 142,000 | 277 | 39,334,000 | |
| J F Eホールディングス | 5,300 | 3,450 | 18,285,000 | |
| 住友鉱山 | 19,000 | 1,420 | 26,980,000 | |
| 大阪チタニウム | 9,300 | 2,989 | 27,797,700 | |
| 古河電工 | 31,000 | 447 | 13,857,000 | |
| エヌ・ピー・シー | 8,300 | 2,383 | 19,778,900 | |
| ナブテスコ | 8,000 | 1,169 | 9,352,000 | |
| 小松製作所 | 21,400 | 2,050 | 43,870,000 | |
| 日 機 装 | 19,000 | 533 | 10,127,000 | |
| 東洋電機製造 | 17,000 | 799 | 13,583,000 | |
| マキタ | 2,500 | 3,320 | 8,300,000 | |

| | | | | |
|--------------|-----------|---------|---------------|--|
| 日本電産 | 20,600 | 9,170 | 188,902,000 | |
| 第一精工 | 5,100 | 3,995 | 20,374,500 | |
| エルピーダメモリ | 52,200 | 1,839 | 95,995,800 | |
| シャープ | 34,000 | 1,215 | 41,310,000 | |
| ソニー | 20,300 | 3,070 | 62,321,000 | |
| 山武 | 9,400 | 2,155 | 20,257,000 | |
| シスメックス | 16,300 | 5,260 | 85,738,000 | |
| ファナック | 2,100 | 9,110 | 19,131,000 | |
| 日産自動車 | 86,200 | 801 | 69,046,200 | |
| トヨタ自動車 | 40,200 | 4,200 | 168,840,000 | |
| 曙ブレーキ | 21,000 | 543 | 11,403,000 | |
| アイシン精機 | 15,200 | 2,728 | 41,465,600 | |
| 本田技研 | 25,500 | 3,400 | 86,700,000 | |
| 富士重工業 | 46,000 | 460 | 21,160,000 | |
| エフ・シー・シー | 11,600 | 1,715 | 19,894,000 | |
| ドウシシャ | 11,600 | 2,080 | 24,128,000 | |
| サイゼリヤ | 44,600 | 1,742 | 77,693,200 | |
| ブイ・テクノロジー | 280 | 619,000 | 173,320,000 | |
| 朝日インテック | 10,400 | 1,470 | 15,288,000 | |
| 任天堂 | 1,600 | 25,610 | 40,976,000 | |
| 三井物産 | 55,200 | 1,500 | 82,800,000 | |
| 三菱商事 | 41,000 | 2,524 | 103,484,000 | |
| 三井住友フィナンシャルG | 6,700 | 3,050 | 20,435,000 | |
| 群馬銀行 | 78,000 | 512 | 39,936,000 | |
| 八十二銀行 | 75,000 | 554 | 41,550,000 | |
| 住友信託 | 117,000 | 533 | 62,361,000 | |
| みずほフィナンシャルG | 653,600 | 193 | 126,144,800 | |
| オリックス | 10,910 | 7,220 | 78,770,200 | |
| 大和証券G本社 | 58,000 | 511 | 29,638,000 | |
| 野村ホールディングス | 158,700 | 775 | 122,992,500 | |
| 東京海上HD | 38,600 | 2,695 | 104,027,000 | |
| 三菱地所 | 19,000 | 1,574 | 29,906,000 | |
| 東京建物 | 88,000 | 392 | 34,496,000 | |
| タカラレーベン | 13,300 | 647 | 8,605,100 | |
| 西日本旅客鉄道 | 18 | 328,000 | 5,904,000 | |
| 東海旅客鉄道 | 34 | 680,000 | 23,120,000 | |
| 電源開発 | 30,300 | 2,730 | 82,719,000 | |
| 東京瓦斯 | 176,000 | 374 | 65,824,000 | |
| 大阪瓦斯 | 136,000 | 328 | 44,608,000 | |
| ニトリ | 2,850 | 6,940 | 19,779,000 | |
| ファーストリテイリング | 400 | 16,220 | 6,488,000 | |
| ソフトバンク | 14,500 | 2,370 | 34,365,000 | |
| 合計 | 3,263,216 | | 3,730,303,200 | |

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年2月5日現在

| 項 目 | 金額又は口数 |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 3,621,919,230円 |
| 負債総額 | 32,895,636円 |
| 純資産総額（ - ） | 3,589,023,594円 |
| 発行済数量 | 6,485,883,502口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.5534円 |

（参考）マザーファンドの現況

D I A M日本株オープン・マザーファンド

平成22年2月5日現在

| 項 目 | 金額又は口数 |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 3,865,113,067円 |
| 負債総額 | 274,380,668円 |
| 純資産総額（ - ） | 3,590,732,399円 |
| 発行済数量 | 3,589,314,132口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0004円 |

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

| | 設定口数 | 解約口数 |
|-----|---------------|---------------|
| 第1期 | 6,963,220,000 | 1,113,430,000 |
| 第2期 | 4,285,870,000 | 767,700,000 |
| 第3期 | 8,016,260,000 | 1,299,890,000 |
| 第4期 | 785,400,000 | 3,103,950,000 |
| 第5期 | 668,246,868 | 4,435,710,000 |
| 第6期 | 220,246,634 | 3,495,280,000 |

(注1)本邦外における設定及び解約はございません。

(注2)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

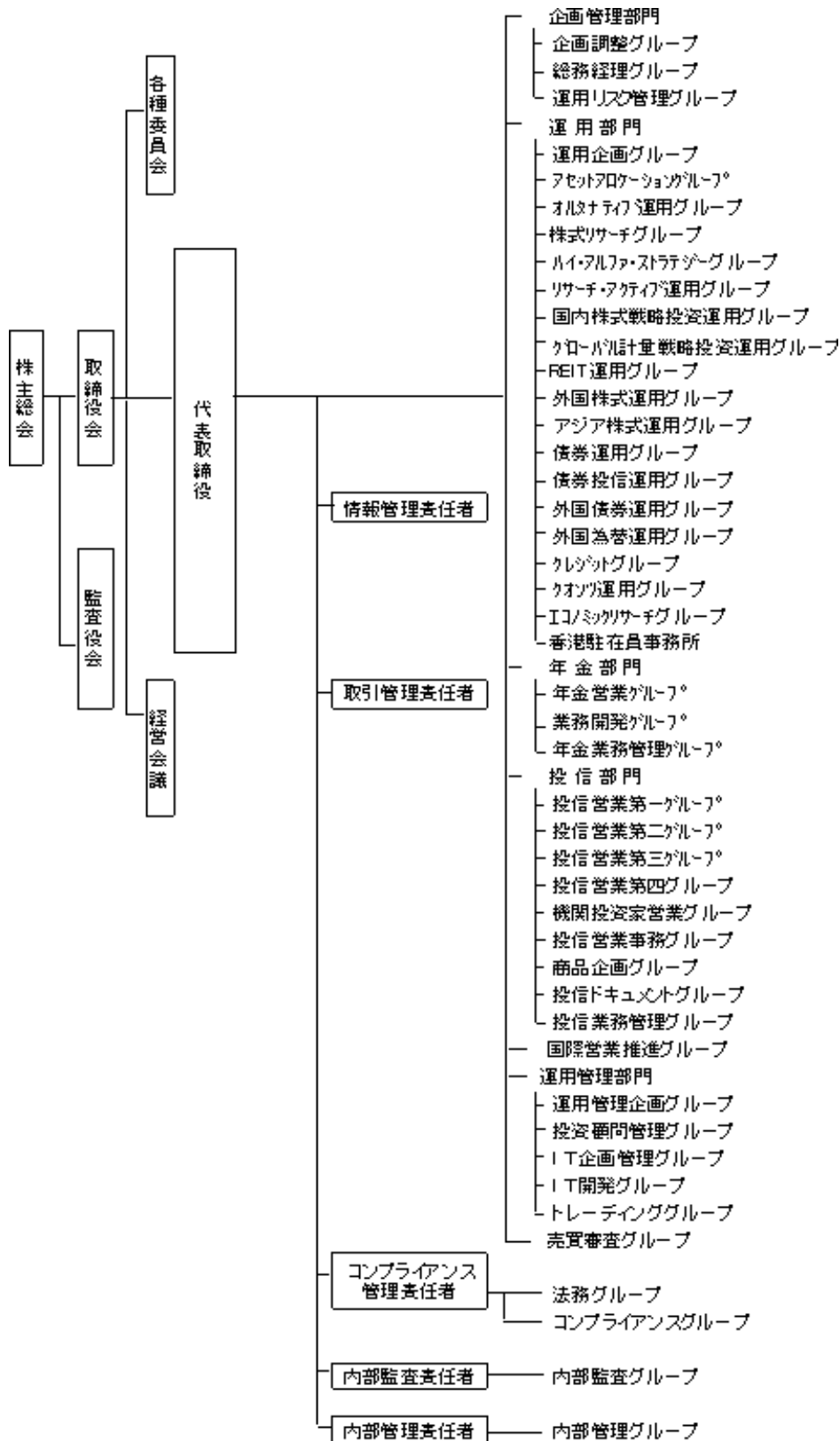
| | |
|---------------|---------|
| 本書提出日現在の資本金の額 | 20億円 |
| 発行株式総数 | 80,000株 |
| 発行済株式総数 | 24,000株 |

直近5ヵ年の資本金の変動

該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の組織図



上記組織は、平成22年1月29日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

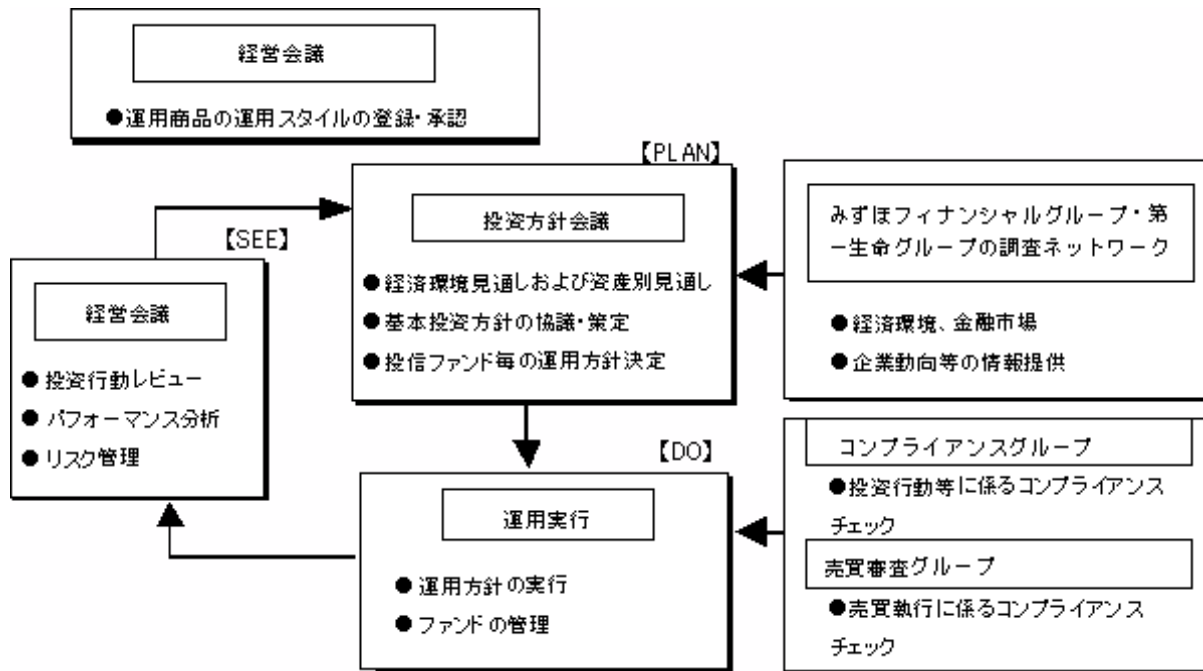
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの登録および承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、委員長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回の経営会議において、検討・評価されます。



上記体制は平成22年1月29日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年1月29日現在、委託会社の運用する投資信託は281本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額 (単位：円) |
|---------------|-----|-------------------|
| 単位型株式投資信託 | 19 | 94,145,604,881 |
| 追加型株式投資信託 | 247 | 3,852,185,069,316 |
| 単位型公社債投資信託 | 14 | 118,013,883,237 |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 証券投資信託以外の投資信託 | 1 | 1,568,460,149 |
| 合計 | 281 | 4,065,913,017,583 |

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第2条により改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表および中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第23期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受け、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表および第25期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第23期 (平成20年3月31日現在) | | 第24期 (平成21年3月31日現在) | |
|-----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| (資産の部) | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | | 13,267,152 | | 12,558,999 |
| 前払費用 | | 64,301 | | 54,242 |
| 未収委託者報酬 | | 3,423,783 | | 2,254,741 |
| 未収運用受託報酬 | | - | | 1,046,291 |
| 未収投資助言報酬 | | - | 2 | 252,337 |
| 未収収益 | 2 | 1,933,135 | | 197,045 |
| 未収消費税等 | | - | | 98,402 |
| 繰延税金資産 | | 553,910 | | 369,826 |
| その他 | | 43,115 | | 23,865 |
| 流動資産計 | | 19,285,400 | | 16,855,752 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | 335,163 | 1 | 283,511 |
| 器具備品 | 1 | 153,323 | 1 | 201,169 |
| 建設仮勘定 | | - | | 16,799 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 商標権 | 1 | 2,104 | 1 | 1,335 |
| ソフトウェア | 1 | 606,677 | 1 | 555,121 |
| ソフトウェア仮勘定 | | - | | 157,595 |
| 電話加入権 | | 7,148 | | 7,148 |
| 電話施設利用権 | 1 | 691 | 1 | 611 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 5,842,772 | | 4,051,090 |
| 関係会社株式 | | 3,097,362 | | 498,041 |
| 繰延税金資産 | | 1,261,144 | | 1,661,144 |
| 長期差入保証金 | | 233,849 | | 442,390 |
| 長期差入保証金 | | 1,194,310 | | 1,169,961 |
| その他 | | 83,032 | | 306,478 |
| 貸倒引当金 | | 26,925 | | 26,925 |
| 固定資産計 | | 6,947,880 | | 5,274,384 |
| 資産合計 | | 26,233,280 | | 22,130,137 |

（単位：千円）

| | 第23期 （平成20年3月31日現在） | 第24期 （平成21年3月31日現在） |
|--------------|------------------------|------------------------|
| （負債の部） | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 162,809 | 37,445 |
| 未払金 | 2,186,170 | 1,293,636 |
| 未払収益分配金 | 8,470 | 8,201 |
| 未払償還金 | 50,930 | 48,993 |
| 未払手数料 | 1,527,000 | 931,529 |
| その他未払金 | 599,769 | 304,912 |
| 未払費用 | 2 1,653,424 | 2 1,040,620 |
| 未払法人税等 | 2,575,999 | 179,557 |
| 未払消費税等 | 316,821 | - |
| 賞与引当金 | 687,832 | 618,303 |
| その他 | - | 20,741 |
| 流動負債計 | 7,583,058 | 3,190,304 |
| 固定負債 | | |
| 役員退職慰労引当金 | 179,237 | 145,732 |
| 退職給付引当金 | 334,280 | 404,437 |
| 固定負債計 | 513,518 | 550,169 |
| 負債合計 | 8,096,577 | 3,740,474 |
| （純資産の部） | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | 2,428,478 | 2,428,478 |
| 資本準備金 | 2,428,478 | 2,428,478 |
| 利益剰余金 | 13,718,238 | 13,962,732 |
| 利益準備金 | 123,293 | 123,293 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 7,040,000 | 10,040,000 |
| 研究開発積立金 | 300,000 | 300,000 |
| 運用責任準備積立金 | 200,000 | 200,000 |
| 繰越利益剰余金 | 6,054,944 | 3,299,438 |
| 株主資本合計 | 18,146,716 | 18,391,210 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 10,012 | 1,547 |
| 評価・換算差額等合計 | 10,012 | 1,547 |
| 純資産合計 | 18,136,703 | 18,389,662 |
| 負債・純資産合計 | 26,233,280 | 22,130,137 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | | 第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | |
|-------------|-------------------------------------|------------|-------------------------------------|------------|
| | | | | |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | 32,833,957 | | 24,552,133 | |
| 顧問料 | 6,804,888 | | - | |
| 運用受託報酬 | - | | 4,509,994 | |
| 投資助言報酬 | - | | 1,228,096 | |
| その他営業収益 | 863,734 | | 697,007 | |
| 営業収益計 | | 40,502,581 | | 30,987,232 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 14,748,737 | | 10,967,681 | |
| 広告宣伝費 | 830,858 | | 488,151 | |
| 公告費 | 3,293 | | - | |
| 受益証券発行費 | 2,167 | | - | |
| 調査費 | 6,268,709 | | 5,076,631 | |
| 調査費 | 2,415,829 | | 2,506,175 | |
| 委託調査費 | 3,852,880 | | 2,570,455 | |
| 委託計算費 | 345,695 | | 325,174 | |
| 営業雑経費 | 1,143,457 | | 812,013 | |
| 通信費 | 33,290 | | 35,872 | |
| 印刷費 | 1,041,499 | | 732,985 | |
| 協会費 | 22,173 | | 25,313 | |
| 諸会費 | 41 | | 41 | |
| 支払販売手数料 | 46,452 | | 17,800 | |
| 営業費用計 | | 23,342,919 | | 17,669,652 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | 4,082,147 | | 4,587,983 | |
| 役員報酬 | 1 223,147 | | 1 234,353 | |
| 給料・手当 | 3,258,097 | | 3,647,502 | |
| 賞与 | 600,902 | | 706,127 | |
| 交際費 | 44,264 | | 44,085 | |
| 寄付金 | 4,010 | | 4,462 | |
| 旅費交通費 | 309,129 | | 308,237 | |
| 租税公課 | 103,549 | | 82,762 | |
| 不動産賃借料 | 754,728 | | 801,086 | |
| 退職給付費用 | 88,449 | | 106,223 | |
| 固定資産減価償却費 | 337,808 | | 330,412 | |
| 福利厚生費 | 23,757 | | 22,556 | |
| 修繕費 | 16,394 | | 6,755 | |
| 賞与引当金繰入 | 687,832 | | 618,303 | |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 60,123 | | 42,570 | |
| 役員退職金 | 528 | | 13,175 | |
| 機器リース料 | 1,207 | | 973 | |
| 事務委託費 | 279,797 | | 247,087 | |
| 消耗品費 | 76,448 | | 84,099 | |
| 器具備品費 | 10,563 | | 6,094 | |
| 諸経費 | 204,099 | | 177,386 | |
| 一般管理費計 | | 7,084,837 | | 7,484,253 |
| 営業利益 | | 10,074,823 | | 5,833,325 |

（単位：千円）

| | 第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日） | | 第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日） | |
|--------------|--|------------|--|-----------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 92,575 | | 4,558 |
| 受取利息 | | 59,127 | | 59,458 |
| 時効成立分配金 | | 298 | | 164 |
| 為替差益 | | 14,223 | | - |
| 雑収入 | | 7,064 | | 5,482 |
| 先物利益 | | - | | 180,422 |
| 営業外収益計 | | 173,289 | | 250,086 |
| 営業外費用 | | | | |
| 為替差損 | | - | | 24,553 |
| 時効成立後支払分配金 | | 557 | | 517 |
| 投資信託解約損 | | 109,677 | | 38,254 |
| 営業外費用計 | | 110,234 | | 63,325 |
| 経常利益 | | 10,137,878 | | 6,020,086 |
| 特別利益 | | | | |
| 関係会社株式売却益 | | 39,215 | | - |
| 貸倒引当金戻入益 | | 123 | | - |
| 特別利益計 | | 39,338 | | - |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 10,466 | 2 | 14,476 |
| ゴルフ会員権売却損 | | 5,200 | | - |
| ゴルフ会員権評価損 | | - | | 6,000 |
| 投資有価証券評価損 | | - | | 484,009 |
| 退職給付費用 | | 106,395 | | - |
| 特別損失計 | | 122,062 | | 504,485 |
| 税引前当期純利益 | | 10,055,154 | | 5,515,600 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,252,414 | | 2,301,373 |
| 法人税等調整額 | | 172,622 | | 30,266 |
| 法人税等合計 | | 4,079,792 | | 2,271,106 |
| 当期純利益 | | 5,975,362 | | 3,244,494 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | | 第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|----------|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 株主資本 | | | |
| | 資本金 | | |
| | 前期末残高 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| | 当期変動額 | - | - |
| | 当期末残高 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| | 資本剰余金 | | |
| | 資本準備金 | | |
| | 前期末残高 | 2,428,478 | 2,428,478 |
| | 当期変動額 | - | - |
| | 当期末残高 | 2,428,478 | 2,428,478 |
| | 利益剰余金 | | |
| | 利益準備金 | | |
| | 前期末残高 | 123,293 | 123,293 |
| | 当期変動額 | - | - |
| | 当期末残高 | 123,293 | 123,293 |
| | その他利益剰余金 | | |
| | 別途積立金 | | |
| | 前期末残高 | 4,640,000 | 7,040,000 |
| | 当期変動額 | 2,400,000 | 3,000,000 |
| | 当期末残高 | 7,040,000 | 10,040,000 |
| | 研究開発積立金 | | |
| | 前期末残高 | 300,000 | 300,000 |
| | 当期変動額 | - | - |
| | 当期末残高 | 300,000 | 300,000 |
| | 運用責任準備積立金 | | |
| | 前期末残高 | 200,000 | 200,000 |
| | 当期変動額 | - | - |
| | 当期末残高 | 200,000 | 200,000 |
| | 繰越利益剰余金 | | |
| | 前期末残高 | 4,843,582 | 6,054,944 |
| | 当期変動額 | | |
| | 剰余金の配当 | 2,364,000 | 3,000,000 |
| | 別途積立金の積立 | 2,400,000 | 3,000,000 |
| | 当期純利益 | 5,975,362 | 3,244,494 |
| | 当期末残高 | 6,054,944 | 3,299,438 |
| | 株主資本合計 | | |
| | 前期末残高 | 14,535,353 | 18,146,716 |
| | 当期変動額 | 3,611,362 | 244,494 |
| | 当期末残高 | 18,146,716 | 18,391,210 |
| 評価・換算差額等 | | | |
| | その他有価証券評価差額金 | | |
| | 前期末残高 | 992 | 10,012 |
| | 当期変動額(純額) | 11,004 | 8,464 |
| | 当期末残高 | 10,012 | 1,547 |
| 純資産合計 | | | |
| | 前期末残高 | 14,536,346 | 18,136,703 |
| | 当期変動額 | 3,600,357 | 252,958 |
| | 当期末残高 | 18,136,703 | 18,389,662 |

[次へ](#)

重要な会計方針

| <p style="text-align: center;">第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）</p> | <p style="text-align: center;">第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）</p> |
|---|--|
| <p>1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>2. デリバティブの評価基準および評価方法 時価法</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>（会計方針の変更） 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報） 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p> <p>4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> | <p>1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左</p> <p>2. デリバティブの評価基準および評価方法 同左</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> |

| <p style="text-align: center;">第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)</p> | <p style="text-align: center;">第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)</p> |
|---|--|
| <p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、退職給付債務の算定については「退職給付会計に関する実務指針」に定められる簡便法を採用していましたが、当事業年度末から原則法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、従業員数の増加に伴い、退職給付債務の数理計算に用いられる基礎率の推定について一定の有効性が確保されることによって、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られたことから、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。</p> <p>この変更に伴い、当事業年度末における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額106,395千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、税引前当期純利益は106,395千円減少しております。</p> <p>なお、上記に記載の通り退職給付債務の算定方法の変更が当事業年度末に行われたため、当中間会計期間は従来の方によっております。したがって、当中間会計期間は、当事業年度末と同一の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は104,743千円多く計上されております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. 消費税等の処理方法</p> <p>税抜方式によっております。</p> | <p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>6. リース取引の処理方法</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. 消費税等の処理方法</p> <p>同左</p> |

会計方針の変更

| 第23期（平成20年3月31日現在） | 第24期（平成21年3月31日現在） |
|--------------------|---|
| | <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これによる当事業年度における貸借対照表および損益計算書に与える影響はありません。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> |

表示方法の変更

| 第23期（平成20年3月31日現在） | 第24期（平成21年3月31日現在） |
|--|---|
| <p>金融商品取引業等に関する内閣府令が制定されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>（貸借対照表） 前事業年度において区分掲記していた「現金」および「預金」は、当事業年度から「現金・預金」として表示しております。なお、当事業年度末における「現金」および「預金」の金額はそれぞれ1,205千円、13,265,946千円であります。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度において区分掲記していた「法人税等」は当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」として表示しております。</p> | <p>（貸借対照表）</p> <ol style="list-style-type: none"> 前事業年度において「未収収益」に含めて表示していた投資一任契約による未収運用受託報酬および投資助言契約による未収投資助言報酬は、当事業年度から「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分掲記しております。なお、前事業年度末における「未収運用受託報酬」の金額は1,299,666千円であり、「未収投資助言報酬」の金額は369,475千円であります。 前事業年度において「ソフトウェア」に含めて表示していた「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度末における「ソフトウェア仮勘定」の金額は31,213千円であります。 <p>（損益計算書） 前事業年度において「顧問料」として表示していた「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」の金額は4,929,946千円であり、「投資助言報酬」の金額は1,874,941千円であります。</p> |

注記事項

（貸借対照表関係）

| 第23期（平成20年3月31日現在） | | | 第24期（平成21年3月31日現在） | | |
|---|-----------|-----------|---|-----------|-----------|
| 1. 固定資産の減価償却累計額 | | | 1. 固定資産の減価償却累計額 | | |
| 建物 | 373,021千円 | | 建物 | 426,679千円 | |
| 器具備品 | 229,532千円 | | 器具備品 | 290,397千円 | |
| 商標権 | 5,582千円 | | 商標権 | 6,351千円 | |
| ソフトウェア | 653,371千円 | | ソフトウェア | 648,713千円 | |
| 電話施設利用権 | 905千円 | | 電話施設利用権 | 985千円 | |
| 2. 関係会社項目 | | | 2. 関係会社項目 | | |
| 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。 | | | 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。 | | |
| 流動資産 | 未収収益 | 379,257千円 | 流動資産 | 未収投資助言報酬 | 251,392千円 |
| 流動負債 | 未払費用 | 641,087千円 | 流動負債 | 未払費用 | 345,744千円 |

（損益計算書関係）

| 第23期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日） | 第24期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日） |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. 役員報酬の限度額 | 1. 役員報酬の限度額 |
| 取締役 年額250,000千円 | 同左 |
| 監査役 年額 50,000千円 | |
| 2. 固定資産除却損の内訳 | 2. 固定資産除却損の内訳 |
| 建物 3,634千円 | 建物 2,251千円 |
| 器具備品 5,271千円 | 器具備品 9,818千円 |
| ソフトウェア 1,560千円 | ソフトウェア 2,406千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 前事業年度末 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|----------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,000 | - | - | 24,000 |
| 合計 | 24,000 | - | - | 24,000 |

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額 （千円） | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|--------------------|-----------------|------------|------------|
| 平成19年6月28日 定時株主総会 | 普通 株式 | 2,364,000 | 98,500 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月29日 |

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の 総額 （千円） | 1株当たり 配当額 （円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|-----------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成20年6月27日 定時株主総会 | 普通 株式 | 利益剰余金 | 3,000,000 | 125,000 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月30日 |

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 前事業年度末 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|----------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,000 | - | - | 24,000 |
| 合計 | 24,000 | - | - | 24,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額 (千円) | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|--------------------|-----------------|------------|------------|
| 平成20年6月27日 定時株主総会 | 普通 株式 | 3,000,000 | 125,000 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月30日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の 総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|-----------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成21年6月29日 定時株主総会 | 普通 株式 | 利益剰余金 | 1,626,000 | 67,750 | 平成21年3月31日 | 平成21年6月30日 |

(リース取引関係)

| 第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | | | | 第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | | | |
|--|----------|----------|----------|--|----------|----------|----------|
| 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 | | | | 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 | | | |
| | 器具備品 | その他 | 合計 | | 器具備品 | その他 | 合計 |
| 取得価額相当額 | 90,601千円 | - | 90,601千円 | 取得価額相当額 | 90,601千円 | - | 90,601千円 |
| 減価償却累計額相当額 | 29,608千円 | - | 29,608千円 | 減価償却累計額相当額 | 52,335千円 | - | 52,335千円 |
| 期末残高相当額 | 60,993千円 | - | 60,993千円 | 期末残高相当額 | 38,265千円 | - | 38,265千円 |
| 未経過リース料期末残高相当額 | | | | 未経過リース料期末残高相当額 | | | |
| | 1年以内 | 1年超 | 合計 | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
| 未経過リース料 期末残高相当額 | 22,595千円 | 39,602千円 | 62,197千円 | 未経過リース料 期末残高相当額 | 23,251千円 | 16,350千円 | 39,602千円 |
| 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額 | | | | 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額 | | | |
| 支払リース料 | | 25,173千円 | | 支払リース料 | | 24,096千円 | |
| 減価償却費相当額 | | 20,191千円 | | 減価償却費相当額 | | 22,727千円 | |
| 支払利息相当額 | | 1,754千円 | | 支払利息相当額 | | 1,501千円 | |
| 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | | | | 減価償却費相当額の算定方法 同左 | | | |
| 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | | | | 利息相当額の算定方法 同左 | | | |
| 2.オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。 | | | | 2.オペレーティング・リース取引 同左 | | | |

(有価証券関係)

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

| 区 分 | 取得原価（千円） | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円） | 差額（千円） |
|--------------------------|-----------|----------------------------|--------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他（投資信託） | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他（投資信託） | 3,031,000 | 3,014,115 | 16,884 |
| 小計 | 3,031,000 | 3,014,115 | 16,884 |
| 合計 | 3,031,000 | 3,014,115 | 16,884 |

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

| 売却額（千円） | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|---------|------------|------------|
| 574,322 | 3,196 | 112,873 |

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 83,246千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

| 区 分 | 取得原価（千円） | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円） | 差額（千円） |
|--------------------------|----------|----------------------------|--------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他（投資信託） | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | 146,101 | 146,101 | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他（投資信託） | 271,802 | 269,192 | 2,610 |
| 小計 | 417,904 | 415,294 | 2,610 |
| 合計 | 417,904 | 415,294 | 2,610 |

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

| 売却額（千円） | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|-----------|------------|------------|
| 3,021,000 | 20,615 | 58,869 |

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 82,746千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第23期（平成20年3月31日現在）

1．取引の状況に関する事項

| 第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日） | |
|------------------------------|---|
| (1)取引の内容 | 為替予約取引を利用しております。 |
| (2)取引に対する取組方針 | 実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。 |
| (3)取引の利用目的 | その他有価証券に含まれる為替変動リスクを低減する目的で行っております。 |
| (4)取引に係るリスクの内容 | 為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。 |
| (5)取引に係るリスク管理体制 | 取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。 |
| (6)取引の時価等に関する事項についての補足説明 | 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |

2．取引の時価等に関する事項

| 区分 | 種類 | 第23期(平成20年3月31日現在) | | | |
|---------------|---------------------|--------------------|-------------------|------------|--------------|
| | | 契約額等 (千円) | 契約額のうち 1年超(千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
| 市場取引以外 の取引 | 為替予約取引 売建 米ドル | 523,028 | - | 508,267 | 14,760 |
| | 合計 | 523,028 | - | 508,267 | 14,760 |

（注1）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 取引の状況に関する事項

| 第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日） | |
|------------------------------|---|
| (1)取引の内容 | 為替予約取引及び株価指数先物取引を利用しております。 |
| (2)取引に対する取組方針 | 実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。 |
| (3)取引の利用目的 | その他有価証券に含まれる為替変動リスク及び株価変動リスクを低減する目的で行っております。 |
| (4)取引に係るリスクの内容 | 為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。 |
| (5)取引に係るリスク管理体制 | 取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。 |
| (6)取引の時価等に関する事項についての補足説明 | 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

| 区分 | 種類 | 第24期(平成21年3月31日現在) | | | |
|-----------|----------|--------------------|-------------------|------------|--------------|
| | | 契約額等 (千円) | 契約額のうち 1年超(千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 米ドル | 24,432 | - | 24,960 | 528 |
| | 香港ドル | 34,020 | - | 34,412 | 392 |
| | 豪ドル | 77,510 | - | 78,736 | 1,226 |
| | シンガポールドル | 12,564 | - | 12,672 | 107 |
| | 合計 | 148,527 | - | 150,782 | 2,255 |

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(2) 株式関連

| 区分 | 種類 | 第24期(平成21年3月31日現在) | | | |
|------|----------|--------------------|-------------------|------------|--------------|
| | | 契約額等 (千円) | 契約額のうち 1年超(千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 売建 | 212,667 | - | 230,215 | 17,547 |
| | 合計 | 212,667 | - | 230,215 | 17,547 |

(注2) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（退職給付関係）

第23期（平成20年3月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

当社は、当事業年度末から原則法を適用しております。

| | | | |
|-----|---------|----------------|---------|
| (1) | 退職給付債務 | (平成20年3月31日現在) | (千円) |
| | 退職給付債務 | | 334,280 |
| | 退職給付引当金 | | 334,280 |
| (2) | 退職給付費用 | | (千円) |
| | 勤務費用 | | 165,213 |
| | 確定拠出年金 | 拠出額 | 29,631 |
| | 退職給付費用 | | 194,844 |

3．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | 第23期 (平成20年3月31日) |
|--------------------|----------------------|
| (1) 割引率(%) | 1.5 |
| (2) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |

第24期（平成21年3月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

当社は、原則法を適用しております。

| | | | |
|-----|-------------|----------------|---------|
| (1) | 退職給付債務 | (平成21年3月31日現在) | (千円) |
| | 退職給付債務 | | 431,448 |
| | 未認識数理計算上の差異 | | 27,011 |
| | 退職給付引当金 | | 404,437 |
| (2) | 退職給付費用 | | (千円) |
| | 勤務費用 | | 71,958 |
| | 確定拠出年金 | 拠出額 | 34,264 |
| | 退職給付費用 | | 106,223 |

3．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | 第24期 (平成21年3月31日) |
|----------------------|----------------------|
| (1) 割引率(%) | 1.5 |
| (2) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| (3) 数理計算上の差異の処理年数(年) | 5 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第23期 | 第24期 |
|-----------------|----------------|----------------|
| | (平成20年3月31日現在) | (平成21年3月31日現在) |
| | (千円) | (千円) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 197,866 | 19,218 |
| 未払事業所税 | 5,714 | 6,269 |
| 賞与引当金 | 279,947 | 251,649 |
| 未払法定福利費 | 27,884 | 27,146 |
| 未払確定拠出年金掛金 | 2,610 | 2,667 |
| 減価償却超過額 | - | 7,579 |
| 減価償却超過額（一括償却資産） | 10,139 | 8,559 |
| 繰延資産償却超過額（税法上） | 27,940 | 46,274 |
| その他（未払金等） | 1,807 | 461 |
| 退職給付引当金 | 136,052 | 164,605 |
| 役員退職慰労引当金 | 72,949 | 59,313 |
| ゴルフ会員権評価損 | 3,135 | 5,577 |
| 投資有価証券評価損 | - | 196,991 |
| 貸倒引当金繰入額 | 14,840 | 14,840 |
| その他有価証券評価差額金 | 6,871 | 1,062 |
| 繰延税金資産合計 | <u>787,759</u> | <u>812,216</u> |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | - | - |
| 繰延税金負債合計 | <u>-</u> | <u>-</u> |
| 差引繰延税金資産の純額 | <u>787,759</u> | <u>812,216</u> |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第23期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第24期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（関連当事者との取引）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社および法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|--------|------------|---------|-----------------------|-----------|----------------|------------------------|----------------------------------|------------------------|----------|----------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 法人主要株主 | 第一生命保険相互会社 | 東京都千代田区 | 4,200億円（基金および基金償却積立金） | 生命保険業 | （被所有）直接50% | 兼務1名， 出向3名， 転籍2名 | 資産の運用および 助言、当社 設定投信の 販売 | 資産運用の 助言の顧問 料の受入 | 833,702 | 未収 収益 | 219,740 |
| | | | | | | | | 販売手数料 の支払 | 46,452 | - | - |
| | | | | | | | | 保険料の支 払 | 5,707 | - | - |

取引条件および取引条件の決定方針等

- （注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- （注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- （注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。
- （注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|------------------------|-----------------------|-----------|-----------|----------------|--------|-----------|------------------|-----------|------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | DIAM International Ltd | London United Kingdom | 4,000千GBP | 資産の運用 | （所有）直接100% | 兼務2名 | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 1,096,514 | 未払費用 | 456,913 |
| | DIAM U.S.A., Inc. | New York U.S.A. | 4,000千USD | 資産の運用 | （所有）直接100% | 兼務2名 | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 466,450 | 未払費用 | 184,052 |

取引条件および取引条件の決定方針等

- （注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を助案した個別契約により決定しております。
- （注2）上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|------|------------------------|---------|----------|-----------|----------------|------------|-------------|------------------------------|-------------------|-----------|--------------|
| | | | | | | 役員 の兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 兄弟会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 6,500億円 | 銀行業 | - | - | 当社設定投資信託の販売 | 投資信託の販売代行手数料 | 2,104,660 | 未払手数料 | 145,839 |
| | 株式会社みずほコーポレート銀行 | 東京都千代田区 | 10,709億円 | 銀行業 | - | - | 当社設定投資信託の販売 | 投資信託の販売代行手数料 | 739,368 | 未払手数料 | 137,112 |
| | みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 | 東京都千代田区 | 2億円 | 金融技術研究等 | - | - | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 業務委託料の支払 | 340,983 16,800 | 未払費用 - | 153,240 - |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。
- (注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に対し、重要な追加はありません。

(1)親会社および法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|--------|------------|---------|-----------------------|-----------|----------------|------------------------|----------------------|----------------|----------|----------|----------|
| | | | | | | 役員 の兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 法人主要株主 | 第一生命保険相互会社 | 東京都千代田区 | 4,200億円（基金および基金償却積立金） | 生命保険業 | （被所有）直接50% | 兼務1名， 出向3名， 転籍2名 | 資産の運用および助言、当社設定投資の販売 | 資産運用の助言の顧問料の受入 | 718,870 | 未収投資助言報酬 | 172,117 |
| | | | | | | | | 販売手数料の支払 | 17,800 | - | - |
| | | | | | | | | 保険料の支払 | 5,828 | - | - |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- (注2) 支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- (注3) 保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------------------|-----------------------|-----------|-----------|----------------|--------|-----------|------------------|----------|------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | DIAM International Ltd | London United Kingdom | 4,000千GBP | 資産の運用 | (所有)直接100% | 兼務2名 | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 933,784 | 未払費用 | 236,518 |
| | DIAM U.S.A., Inc. | New York U.S.A. | 4,000千USD | 資産の運用 | (所有)直接100% | 兼務2名 | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 324,748 | 未払費用 | 109,093 |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------------------------|-----------------|---------|----------|-----------|----------------|-----------|------------------|--------------|-----------|---------|------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 兄弟会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 6,500億円 | 銀行業 | - | - | 当社設定投資信託の販売、預金取引 | 投資信託の販売代行手数料 | 1,531,236 | 未払手数料 | 96,917 |
| | | | | | | | | 預金の引出(純額) | 300,370 | 現金・預金 | 322,365 |
| | | | | | | | | 受取利息 | 894 | 未収収益 | - |
| | 株式会社みずほコーポレート銀行 | 東京都千代田区 | 10,709億円 | 銀行業 | - | - | 当社設定投資信託の販売、預金取引 | 投資信託の販売代行手数料 | 701,162 | 未払手数料 | 91,628 |
| | | | | | | | | 預金の引出(純額) | 1,034,219 | 現金・預金 | 11,438,676 |
| | | | | | | | | 受取利息 | 55,734 | 未収収益 | 4,158 |
| みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 | 東京都千代田区 | 2億円 | 金融技術研究等 | - | - | 当社預り資産の運用 | 当社預り資産の運用の顧問料の支払 | 299,054 | 未払費用 | 117,438 | |
| | | | | | | | 業務委託料の支払 | 17,550 | 未払費用 | 2,677 | |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(1株当たり情報)

| 第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日) | 第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日) |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 755,695円99銭 1株当たり当期純利益金額 248,973円42銭 | 1株当たり純資産額 766,235円93銭 1株当たり当期純利益金額 135,187円25銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。 |

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日) | 第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 当期純利益 | 5,975,362千円 | 3,244,494千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益 | 5,975,362千円 | 3,244,494千円 |
| 期中平均株式数 | 24,000株 | 24,000株 |

(重要な後発事象)

| 第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日) | 第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日) |
|--|---|
| 平成20年3月28日開催の取締役会の決議により、平成20年4月1日付にて100%出資の子会社DIAM SINGAPORE PTE. LTD. を設立し、その後、平成20年4月14日付にて株主割当増資を実施いたしました。 (出資の総額400,000千円、資本金400,000千円) | 平成21年2月13日開催の臨時取締役会の決議により平成21年3月19日に設立した100%出資の子会社DIAM Asset Management (HK)Limitedに対して、平成21年4月9日に資本金の払込みを実施いたしました。 当該子会社の設立は、運用・営業両面においてビジネス機会の広がる中国圏での業容拡大や、当社におけるアジア株関連商品の営業強化などを主な目的とするものです。 <子会社の概要> 商 号： DIAM Asset Management(HK)Limited 主な事業内容： 資産運用業務 設 立 年 月 日： 平成21年3月19日 資 本 金： 500,000千円 発行済株式総数： 500,000株 出 資 の 総 額： 500,000千円 出 資 比 率： 当社100% |

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| | 第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在) |
|-----------|-------------------------------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | |
| 現金・預金 | 10,803,774 |
| 前払費用 | 87,625 |
| 未収委託者報酬 | 3,140,781 |
| 未収運用受託報酬 | 1,453,060 |
| 未収投資助言報酬 | 261,117 |
| 未収収益 | 235,649 |
| 繰延税金資産 | 453,470 |
| その他 | 54,240 |
| 流動資産計 | 16,489,720 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | 704,558 |
| 建物 | 1 260,612 |
| 器具備品 | 1 330,061 |
| 建設仮勘定 | 113,884 |
| 無形固定資産 | 848,262 |
| 商標権 | 1 951 |
| ソフトウェア | 1 561,904 |
| ソフトウェア仮勘定 | 277,687 |
| 電話加入権 | 7,148 |
| 電話施設利用権 | 1 571 |
| 投資その他の資産 | 6,281,022 |
| 投資有価証券 | 2,046,821 |
| 関係会社株式 | 2,161,144 |
| 繰延税金資産 | 275,421 |
| 長期差入保証金 | 1,171,581 |
| その他 | 652,978 |
| 貸倒引当金 | 26,925 |
| 固定資産計 | 7,833,843 |
| 資産合計 | 24,323,563 |

（単位：千円）

| | 第25期中間会計期間末 （平成21年9月30日現在） |
|--------------|-------------------------------|
| （負債の部） | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 104,759 |
| 未払金 | 2,018,968 |
| 未払収益分配金 | 534,811 |
| 未払償還金 | 50,425 |
| 未払手数料 | 1,275,982 |
| その他未払金 | 157,750 |
| 未払費用 | 1,571,027 |
| 未払法人税等 | 985,116 |
| 未払消費税等 | 78,006 |
| 前受収益 | 4,749 |
| 賞与引当金 | 613,388 |
| その他 | 15,176 |
| 流動負債計 | 5,391,192 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 448,442 |
| 役員退職慰労引当金 | 137,263 |
| 固定負債計 | 585,706 |
| 負債合計 | 5,976,898 |
| （純資産の部） | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | 2,428,478 |
| 資本準備金 | 2,428,478 |
| 利益剰余金 | 13,655,387 |
| 利益準備金 | 123,293 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 11,650,000 |
| 研究開発積立金 | 300,000 |
| 運用責任準備積立金 | 200,000 |
| 繰越利益剰余金 | 1,382,093 |
| 株主資本計 | 18,083,865 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 262,800 |
| 評価・換算差額等計 | 262,800 |
| 純資産合計 | 18,346,665 |
| 負債・純資産合計 | 24,323,563 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| | 第25期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | |
|-------------|---|------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 14,018,274 | |
| 運用受託報酬 | 2,081,446 | |
| 投資助言報酬 | 507,261 | |
| その他営業収益 | 345,980 | |
| | 営業収益計 | 16,952,963 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 7,634,536 | |
| 広告宣伝費 | 69,199 | |
| 公告費 | 1,531 | |
| 調査費 | 2,406,583 | |
| 調査費 | 1,289,713 | |
| 委託調査費 | 1,116,870 | |
| 委託計算費 | 178,892 | |
| 営業雑経費 | 352,091 | |
| 通信費 | 16,109 | |
| 印刷費 | 318,417 | |
| 協会費 | 10,612 | |
| 諸会費 | 18 | |
| 支払販売手数料 | 6,933 | |
| | 営業費用計 | 10,642,834 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 2,035,715 | |
| 役員報酬 | 121,117 | |
| 給料・手当 | 1,914,598 | |
| 交際費 | 22,193 | |
| 寄付金 | 3,450 | |
| 旅費交通費 | 125,038 | |
| 租税公課 | 42,954 | |
| 不動産賃借料 | 397,351 | |
| 退職給付費用 | 65,809 | |
| 固定資産減価償却費 | 1 | 183,213 |
| 福利厚生費 | 13,579 | |
| 修繕費 | 2,400 | |
| 賞与引当金繰入 | 613,388 | |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 27,176 | |
| 役員退職金 | 1,854 | |
| 機器リース料 | 1,349 | |
| 事務委託費 | 130,563 | |
| 消耗品費 | 41,117 | |
| 器具備品費 | 1,672 | |
| 諸経費 | 50,382 | |
| | 一般管理費計 | 3,759,211 |
| 営業利益 | | 2,550,918 |

（単位：千円）

| | 第25期中間会計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日） | |
|--------------|---|-----------|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 2,126 | |
| 受取利息 | 9,892 | |
| 雑収入 | 2,506 | |
| 投資信託解約益 | 313,059 | |
| 営業外収益計 | | 327,583 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 4,492 | |
| 時効成立後支払分配金 | 255 | |
| 先物損失 | 627,442 | |
| 営業外費用計 | | 632,189 |
| 経常利益 | | 2,246,312 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 3,566 | |
| 特別損失計 | | 3,566 |
| 税引前中間純利益 | | 2,242,746 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,022,198 |
| 法人税等調整額 | | 98,107 |
| 法人税等合計 | | 924,091 |
| 中間純利益 | | 1,318,654 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| | | 第25期中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日) |
|----------|--------------|--|
| 株主資本 | | |
| | 資本金 | |
| | 前期末残高 | 2,000,000 |
| | 当中間期変動額 | - |
| | 当中間期末残高 | 2,000,000 |
| | 資本剰余金 | |
| | 資本準備金 | |
| | 前期末残高 | 2,428,478 |
| | 当中間期変動額 | - |
| | 当中間期末残高 | 2,428,478 |
| | 利益剰余金 | |
| | 利益準備金 | |
| | 前期末残高 | 123,293 |
| | 当中間期変動額 | - |
| | 当中間期末残高 | 123,293 |
| | その他利益剰余金 | |
| | 別途積立金 | |
| | 前期末残高 | 10,040,000 |
| | 当中間期変動額 | 1,610,000 |
| | 当中間期末残高 | 11,650,000 |
| | 研究開発積立金 | |
| | 前期末残高 | 300,000 |
| | 当中間期変動額 | - |
| | 当中間期末残高 | 300,000 |
| | 運用責任準備積立金 | |
| | 前期末残高 | 200,000 |
| | 当中間期変動額 | - |
| | 当中間期末残高 | 200,000 |
| | 繰越利益剰余金 | |
| | 前期末残高 | 3,299,438 |
| | 当中間期変動額 | |
| | 剰余金の配当 | 1,626,000 |
| | 別途積立金の積立 | 1,610,000 |
| | 中間純利益 | 1,318,654 |
| | 当中間期末残高 | 1,382,093 |
| | 株主資本合計 | |
| | 前期末残高 | 18,391,210 |
| | 当中間期変動額 | 307,345 |
| | 当中間期末残高 | 18,083,865 |
| 評価・換算差額等 | | |
| | その他有価証券評価差額金 | |
| | 前期末残高 | 1,547 |
| | 当中間期変動額（純額） | 264,347 |
| | 当中間期末残高 | 262,800 |
| 純資産合計 | | |
| | 前期末残高 | 18,389,662 |
| | 当中間期変動額 | 42,997 |
| | 当中間期末残高 | 18,346,665 |

[前](#) [次](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| 項目 | 第25期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) |
|------------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準および評価方法 | (1)子会社株式および関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法 |
| 2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法 | 時価法 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | (1)有形固定資産（リース資産を除く）：定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年 (2)無形固定資産（リース資産を除く）：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 |
| 4. 引当金の計上基準 | (1)貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。 |
| 5. 外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 6. リース取引の処理方法 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 |
| 7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理：消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 項目 | 第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在) |
|-----------------|--|
| 1. 固定資産の減価償却累計額 | 建物 … 450,639千円 器具備品 … 333,347千円 商標権 … 6,735千円 ソフトウェア … 587,503千円 電話施設利用権 … 1,025千円 |

(中間損益計算書関係)

| 項目 | 第25期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | |
|----|--|------------|
| | 1. 減価償却実施額 | 有形固定資産 ... |
| | 無形固定資産 ... | 105,587千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第25期中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 前事業年度末 株式数(株) | 当中間会計期間 増加株式数(株) | 当中間会計期間 減少株式数(株) | 当中間会計期間末 株式数(株) |
|----------|------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 24,000 | - | - | 24,000 |
| 合計 | 24,000 | - | - | 24,000 |

2. 配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成21年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,626,000 | 67,750 | 平成21年3月31日 | 平成21年6月30日 |

(リース取引関係)

| 第25期中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | | |
|---|----------|---------|
| 1. ファイナンス・リース取引 | | |
| (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) | | |
| リース資産の内容 該当事項はありません。 | | |
| リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 | | |
| (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) | | |
| リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額 | | |
| | 器具備品 | |
| 取得価額相当額 | 90,601千円 | |
| 減価償却累計額相当額 | 63,699千円 | |
| 中間期末残高相当額 | 26,901千円 | |
| 未経過リース料中間期末残高相当額 | | |
| | 1年以内 | 1年超 |
| | 21,658千円 | 6,401千円 |
| | 合計 | |
| | 28,059千円 | |
| 当中間会計期間に係る支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額 | | |
| 支払リース料 | 12,048千円 | |
| 減価償却費相当額 | 11,363千円 | |
| 支払利息相当額 | 506千円 | |

第25期中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料中間期末残高相当額

| 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|---------|---------|---------|
| 1,609千円 | 2,279千円 | 3,888千円 |

(有価証券関係)

第25期中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

- 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。
- その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 取得原価 (千円) | 中間貸借対照表 計上額(千円) | 差額 (千円) |
|-----------|--------------|--------------------|------------|
| 株式 | 146,101 | 244,571 | 98,469 |
| 債券 | - | - | - |
| その他(投資信託) | 1,374,802 | 1,719,503 | 344,700 |
| 合計 | 1,520,904 | 1,964,075 | 443,170 |

- 時価評価されていない有価証券
その他有価証券

非上場株式(店頭売買株式を除く) 中間貸借対照表計上額
82,746千円

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

1. 通貨関連

| 対象物の種類 | 取引の種類 | 第25期中間会計期間末(平成21年9月30日現在) | | | |
|----------|--------|---------------------------|-------------------|------------|--------------|
| | | 契約額等 (千円) | 契約額のうち 1年超(千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
| 通貨 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 米ドル | 225,100 | - | 217,745 | 7,355 |
| | ユーロ | 100,785 | - | 101,717 | 931 |
| | 英ポンド | 32,363 | - | 30,779 | 1,583 |
| | 香港ドル | 25,341 | - | 25,414 | 72 |
| | 豪ドル | 92,700 | - | 94,588 | 1,888 |
| シンガポールドル | 14,175 | - | 14,295 | 120 | |
| | 合計 | 490,466 | - | 484,540 | 5,926 |

2. 株式関連

| 対象物の種類 | 取引の種類 | 第25期中間会計期間末(平成21年9月30日現在) | | | |
|--------|----------|---------------------------|-------------------|------------|--------------|
| | | 契約額等 (千円) | 契約額のうち 1年超(千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
| 株式 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | | 1,478,223 | - | 1,474,023 | 4,199 |
| | 合計 | 1,478,223 | - | 1,474,023 | 4,199 |

3. 不動産投資信託関連

| 対象物の種類 | 取引の種類 | 第25期中間会計期間末（平成21年9月30日現在） | | | |
|-------------|------------------|---------------------------|-------------------|------------|--------------|
| | | 契約額等 （千円） | 契約額のうち 1年超（千円） | 時価 （千円） | 評価損益 （千円） |
| 不動産 投資信託 | REIT指数先物取引 売建 | 114,492 | - | 112,752 | 1,740 |
| | 合計 | 114,492 | - | 112,752 | 1,740 |

（持分法損益等）

| 第25期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日） |
|------------------------------------|
| 該当事項はありません。 |

（1株当たり情報）

| 第25期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日） | |
|--|-------------|
| 1株当たり純資産額 | 764,444円38銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 54,943円95銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第25期中間会計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日） |
|--------------|--|
| 中間純利益 | 1,318,654千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純利益 | 1,318,654千円 |
| 期中平均株式数 | 24,000株 |

（重要な後発事象）

| 第25期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日） |
|------------------------------------|
| 該当事項はありません。 |

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。);
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。);
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- a. 名称
みずほ信託銀行株式会社
- b. 資本金の額
平成21年3月末日現在 247,231百万円
- c. 事業の内容
日本において信託銀行業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。
(平成21年3月末日現在)

| 名 称 | 資本金の額 (単位:百万円) | 事 業 の 内 容 |
|------------|-------------------|----------------------------------|
| 株式会社証券ジャパン | 3,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

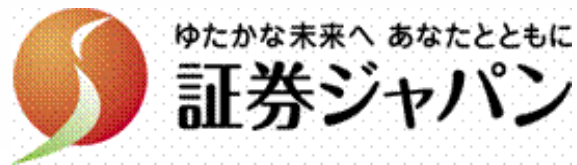
- (1) 募集販売の取扱い
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の送付
- (6) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【その他】

- 1 交付目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載するほか、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、冒頭に記載します。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
- 2 交付目論見書の巻末に用語説明を掲載します。
なお、交付目論見書の巻末に信託約款を掲載し、届出書本文第二部「ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- 3 目論見書には、「株式会社証券ジャパン」のロゴ・マークを使用することがあります。



独立監査人の監査報告書

平成22年3月2日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている証券ジャパン日本株オープンの平成21年1月16日から平成22年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、証券ジャパン日本株オープンの平成22年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山本禎良 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山内正彦 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月24日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 功 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 敏弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年2月26日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている証券ジャパン日本株オープンの平成20年1月16日から平成21年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していることを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、証券ジャパン日本株オープンの平成21年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 山本 禎 良 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山内 正 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。